

1. 議事日程

(平成20年第3回安芸高田市議会9月定例会 第2日目)

平成20年9月10日  
午前 10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 山根温子 | 2番  | 宍戸邦夫  |
| 3番  | 明木一悦 | 4番  | 秋田雅朝  |
| 5番  | 田中常洋 | 6番  | 加藤英伸  |
| 7番  | 川角一郎 | 8番  | 塚本近   |
| 9番  | 赤川三郎 | 10番 | 松村ユキミ |
| 11番 | 藤井昌之 | 12番 | 青原敏治  |
| 13番 | 金行哲昭 | 14番 | 杉原洋   |
| 15番 | 入本和男 | 16番 | 山本三郎  |
| 17番 | 今村義照 | 18番 | 玉川祐光  |
| 19番 | 岡田正信 | 20番 | 亀岡等   |
| 21番 | 渡辺義則 | 22番 | 松浦利貞  |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 4番 | 秋田雅朝 | 5番 | 田中常洋 |
|----|------|----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長               | 浜 田 一 義 | 副 市 長             | 藤 川 幸 典 |
| 総務企画部長            | 田 丸 孝 二 | 市民生活部長            | 廣 政 克 行 |
| 産業建設部長兼<br>公営企業部長 | 金 岡 英 雄 | 地域経済推進部長          | 清 水 盤   |
| 消 防 長             | 竹 川 信 明 | 消防本部次長<br>兼 総務課長  | 広 政 康 洋 |
| 会 計 管 理 者         | 立 田 昭 男 | 福祉事務所長兼<br>社会福祉課長 | 重 本 邦 明 |
| 八千代支所長            | 楨 原 秀 克 | 美土里支所長            | 高 杉 和 義 |
| 高宮支所長             | 近 藤 一 郎 | 甲田支所長             | 垣 野 内 壯 |
| 向原支所長             | 南 部 政 美 | 総務課長              | 沖 野 文 雄 |
| 行政経営課長            | 武 岡 隆 文 | 政策企画課長            | 竹 本 峰 昭 |
| 教 育 長             | 佐 藤 勝   | 教 育 次 長           | 益 田 博 志 |
| 教 育 参 事           | 永 井 初 男 |                   |         |

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 事 務 局 長 | 光 下 正 則 | 議 事 調 査 GL | 児 玉 竹 丸 |
| 書 記     | 倉 田 英 治 |            |         |

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、  
4番 秋田雅朝君、5番 田中常洋君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の  
とおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。  
それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
20番 亀岡等君。

- 亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。通告をしております3点につい  
て、質問を行います。まず、最初は「協働のまちづくりについて」と  
いうことでございます。

本市は合併以来、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、人  
が輝く安芸高田をめざすとして、今日に至っております。しかしなが  
ら、本市の場合、それは言葉と活字だけで実態が伴っておらず、依然  
として行政主導の説明と説得で押し切っていくスタイルが続いている  
のが現状であります。協働のまちづくりについて改めて市長の考えを  
伺います。

2点目は、議決権に対する市長の認識について伺います。

本年度の予算は市長選挙等の都合により、6月定例議会に提案され、  
6月27日に議決決定をいたしました。ご承知のとおりでございます。と  
ころが、その20年度予算決定の記事が議会の議決以前に印刷製本され、  
議決の前日には旧町の支所まで配達されていたのであります。これは、  
広報あきたかた7月号に掲載への記事であります。

これでは議会の存在は、無意味となります。たとえどんな理由があ  
ろうとも、審議が終了し議決が行われてから印刷がかけられるのが常  
識でございます。このような非常識なことは全国に例はなく、まさに、  
前代未聞の出来事でございます。この事態は議会の持つ権能を否定し  
た、議決権の侵害にとどまらず、主権者である市民をもあざむく行為  
であることは明らかであります。議決権に対する市長の認識はいかが  
でありましょか伺います。

3点目は道路問題に関係して伺います。

ご承知のように、市道甲立中央線は一部未改良の部分があり、通り抜けができない通行不能の状態であります。現地は荒廃地になって放置されており、本市の中には今日あのような状態があることは到底見過ごすことはできないことでもあります。多額の工費を投じて改良された道路が通行不能のまま置かれるものではなく、どのような理由があろうとも市としては最善を尽くして、その解決を図るべきと考えますが、市長の所見を求めます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

おはようございます。

ただいまの亀岡議員のご質問にお答えしたいと思います。最初に「協働のまちづくりについて」のお尋ねでございます。

議員もご承知いただくとおり、安芸高田市は、高田郡 6 町の合併時に、市内 32 の地域で主体的な活動を展開する住民自治組織と住民自治組織の代表者をもって組織する「まちづくり委員会」を設置し、「協働のまちづくり」を推進しているところでございます。

合併後 4 年を経過いたしまして、これらの活動を見ますと、市内 32 の地域振興会では、活動の濃淡はありつつも、それぞれの特色ある活動をしていただいております。まちづくり委員会では、地域福祉や地域の安心・安全についてご提言をいただけるような状況になっております。「協働のまちづくり」が確実に進展しつつあると感じています。

私は、こうした「協働のまちづくり」をさらに推進するために、これまで以上に住民の皆様との対話を進めていくとともに、行政の透明性を高め、説明責任を果たすため、情報の公開を一層強めていく必要があると考えています。

また、先日、高宮町での自治懇談会において、「職員が住民自治活動をしっかりと支えてくれている」と、大変なお褒めの言葉をいただきました。職員がこれまで以上に「協働のまちづくり」へ積極的に参画してくれるようお願いしたいと考えています。

いずれにいたしましても、協働のまちづくりの推進は、これからの自治体経営の基本であると認識しておりますので、しっかりとした取り組みをしてまいりたいと考えています。

次に、平成 20 年度予算決定の記事が議会の議決以前に印刷されていた件についてのご質問に対して、お答えいたします。

平成 20 年度予算は市長選挙が 4 月ということで、6 月議会において審議し、本予算を議決いただくという、例年に比べ 3 ヶ月近く遅いものでありました。

一年間の安芸高田市の予算をできるだけ早く市民の皆さんに情報提供させていただきたいという思いの中、議会の予算審査特別委員会の審議状況を踏まえ、議会議決の前に業者への印刷を指示し、6 月 27 日の議会議決を受け、市民の皆さんには 6 月 30 日、行政囑託員を通じて

配布したいというものでございました。

しかしながら、業者からの配達が多く持ち込まれましたので、職員と議員の皆様には、いち早く見ていただこうと、職員が気を回しすぎたために、起こったことだと理解しております。

執行部と議会との連携につきましては、議会の常任委員会や全員協議会の場を初めとしまして、いろいろな場を通じてしっかりとさせていただいて来ましたが、今後においてもその姿勢は変わるものではないかと考えています。

今後は、今回のような事件が起きないように、職員に指示をいたしますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。いずれにいたしましても、あってはならないことなので、今後は一層注意をしてまいりたいと思っています。

次に「道路問題について」のお尋ねでございます。

ご質問の市道甲立中央線につきましては、旧甲田町時代において、下甲立地区の幹線地区道路として整備された路線であります。あわせてその一帯を農村活性化住環境整備事業により、圃場整備など総合的に事業を実施してきたところであります。

しかしながら、これらの事業等に関係し、一部の地権者の方から異議の申し立てがあり、現在、国及び広島県を相手に裁判がなされております。

このような状況でございますので、今しばらく事態を見守る必要があるのではないかと考えています。

結果を見て、また慎重に対応をしてまいりたいと思います。どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

これからのまちづくりについては、いろんな取り組みがあると思うんですけども、市長が言われたのは、市民間の協働のまちづくりです。それぞれの地域における市民の皆さんは、今日の厳しい状況の中で、懸命に努力をされております。そのことを大いに評価して、また敬意を払いたいと思っています。

私が言っているのは、行政と市民の関係による協働のまちづくりと、こういうことです。少し問題をそらしておられるんじゃないですか。協働のまちづくりについて、失礼ですが、少しよくわかっておられないので、時間をかけて再度質問をいたしたいと思っています。

申すまでもなく、協働ということは言うまでもないことです。協同して働く。これは、前提があるんです。それは私流に言いますと、思いを一つにして事に当たると、こういうことでなくてはいけませんね。一口に言えば、意気投合して物事を行うと、こういう言い方もいえると思います。そこまで十分な課題ができなくても、少なくとも思いを

一つにして事に当たっていくと、こういう大前提があって、初めて協働が成果を生むと、私は考えます。そこが、本市の場合は、完全に欠落をしていると、このように見ております。これでは、協働のまちづくりといいながらも、かえって市民の反発や行政不信を招くばかりではないかと、このように思っております。

なぜ、協働のまちづくりと言いながら、市民とそういった心の会話、意思の疎通を前提としてやられないのか、理解をできません。市民の声を十分に聞いて、そうして十分に耳を傾けて思いを一つにして、市民の生き生きとした協力を得る市政にしようとしませんか。今日、現在のように、市側の思いどおりにしようと、説明と説得に終始をされている。これでは、あなたが主張されているとおりに実行にはなりませんね。

ここに、その浜田市長の主張が出ているものを持ってまいりました。これは、6月号の市の広報あきたかたですね。まことに当然な、立派なことを言っておられるんですよ、言葉と活字では。謙虚に市民の皆さんとの信頼関係がないと行政運営はできません。私は住民の皆さんとどんどん話をすることを大切にしていきたいと。また、市民の皆さんにメッセージを送ってくれるようお願いしますと。立派ですね、異論はありませんよ、このこと自体には。まだ、公約の具体的といえますか、20年度の施政方針には、今後は市民1人1人の声が行政に響くよう、皆さんとともに汗を流しながら安芸高田市の発展のために、一身を投げ打って取り組む覚悟でございます。誰もこれには異論はないですね。このように実行されればですよ。

言うまでもなく、この施政方針は具体的な公約ですね。三万二千余人の市民に対する公約が証文なんですよね。このように実行していきますという、証文ですね。

まあ、このような立派なことを申しておられるわけですが、しかし、たびたび申し上げますように、どうも実際にはそれがそのとおりに行われていないと、こういうところを問題にしたいわけです。そのように問題指摘しますその証が、実はこの広報あきたかた9月号、これに出ているんです。まことに意図も鮮やかにその証がこれに出ているわけです。

ご承知のように6月議会が終了いたしましたから、7月にかけて支所別懇談会が行われました。この広報を見ますと、各旧町においてどのような意見があったのかというのをここへ出しておられるわけですね。ところが、大変会場で、どういいますか、本当に本気で発言をされた、そういった意見が、とりわけ私がいつも言っていますが、葬儀場問題なんかは八千代会場でも、美土里会場、吉田会場でも、本当に盛んにありましたよ。何も出てはいないじゃないですか。出ていないからそれのかわりだという形でしょうか。ここに浜田市長に葬儀場のことを聞きましたと、インタビューですね、という形でやっておられます。

これは、どうなんですか、一体。これはあなたの主張が2ページにわたって、ここへ説得文書としてやっておられますよね。

さっきも言いましたが、あなたは市民1人1人の声は行政に響くようにやっていくんだと言っておられますよ。これは一体どうですか。これだけ市民が熱心に力を込めて貴重な意見を出したものが、唯一の行政と市民の間をとりもつこの情報紙に出ていないんですよ。どう思っておられるんですか、この広報を。その前に、なぜ、その市民の声を出されなかったんですか。それはいい、ここで市の方針を述べればそれで答弁になるのでいいんじゃないかと、こういう考えでしょうね。だったら支所別懇談会の意味はないじゃないですか。また、そういう発言がなかったところの旧町の皆さん、お互いですね、あと5町の中ではどんな話が、どんな意見が出たのか、このように期待をして見ておられますよ。非常にそこの会場で、重きを占めた発言が全く出ていないですね。

私はこれを見まして一体どのような考え方で、協働のまちづくりを考えておられるのか、唖然としたですね。このインタビューの中身のことに少し触れてみたいと思います。

協働のまちづくりは、さっきも言われたように行政推進の基本なんです。非常に重要な問題です。今、全国で合併をした市町が、この協働のまちづくりということを非常に強調していますよね。それがないと、これからの情勢は対処していかれませんよ。十分ご承知ですよ。さっきも、そういうことを言われました。理屈の上で知っておられるわけです。

このインタビューの中身を少し触れてみたいと思います。余り、これに時間を割こうとは思いません。こういった数字にされることは、的確なことをやっていただかないといけません。的確とは思われませんよ、これ。

ここに葬儀比較表が出ているんですよ。講中葬は約35万円、建設予定の葬儀式場は約40万円、民間葬儀場は約60万円からと、こうなっているんですよ。これはどこを例にされているんですか。市民の皆さんは行政の手によってこういう情報が皆さんの手元に届くという、本当にされるんですよ。信頼性が、それほど信用が高いんです。そこをうまく利用して、これはどこの値段ですか、60万円からというのは。農協は開業のときに、開業案内へ3つの料金立てを入れて説明していますよ。見ておられるんですよ。一番安い分は組合員価格というのがあって、これが37万2,000円。一般価格は39万3,000円。これは何ですか、60万円からというのは。こんなことをしてはいけませんよ。これに長く触れている時間はありませんので、約1時間ですから、と思いますが、これ全体は、本市の皆さんは信用度が高いから、信用されるかもわかりませんが、この2ページを他市の人が見られたら、何という安芸高田市は財政の豊かなところであろうかと、このように思

われますよね。民間が2社もあってやっているところを、まだ、市がそれをやるのかと、こういうことですよ。しかも、有利な特例債、借金がありますよ。一部分、これを利用してやるんだと。相当財政が豊かなという話ですよ。どうなんですか、財政的観点が欠落していますよね。

財政の危機感は市民においては相当強調をされますが、自らはどういう危機感を持っておられるんですか。考えられませんよね。私はこんなことを言って質問をしたくないんですよ、本当に情けないです。今こそ、行政に携わるものが本気になってやらないと、今後の厳しい安芸高田市の地域社会を本当に維持していくことはできませんよ。この情勢を乗り切っていくことはできませんよ。

この広報が、政治というのは公平・公正でなければいけません、特に公正でなくてはいけませんね。これが完全に失われた証拠が、今申しあげましたような中身になっておると、このように思いますね。この広報紙は一体誰のためにこの広報をやっておられるのか、どう思われますか。市民のためにやっているんじゃないですか、この広報は。為政者のためや議会のためじゃありませんよ。どうも考え方が、適当でないですね。

繰り返しになりますが、この9月号を見ますと、特にその中の今言いました支所別懇談会、あるいはインタビュー記事、まさに寄りしむべし、知らしむべからず、市民は市の言うとおりに黙ってついてこいと、こういう形になっているんですよ。まあ、ときと、ところによっては、安芸高田市という市はいい市だと、このように言っていたく方、お世辞かもわかりませんが、ある場合があります。

しかし、私が一番大事なのは、市民の皆さんの心がどこへ行こうとしているのか、まあ、市役所の中におられてはお感じにならんかもしれませんが、市民の心は今行政、市政から離れていこうとしていますよ。指摘しておきたいと思います。

この今のまちづくりのやり方を今改めていかなければ、私はさっきも申しあげましたが、財政難を初めとするこれからの市政の役割、また市のためにさまざまな場面で頑張っていたいでいる市民の皆さん、ともにこれからの情勢を乗り切っていくことは、私はできないようになるんだとこのように思っております。

そこで、この件で再質問の中身としましては、今後の広報あきたかたを公正な広報紙にされる意思がおありなのか、意思を持っておられるのか、それを約束されますか。

2番目としては、市民1人1人の声を市政に響かすと天下に公言をしておられるあなたは、私の行政推進の基本姿勢と提言をされておるわけですね。これを今後どのように実行されるのか。

それからまた、もう一つは支所別懇談会で除外されている先ほど申しあげました意見ですね、皆さん方の発言、これを次号の広報あきた

かたに掲載されるべきであると考えますが、いかがですか。その3点を再度お尋ねいたします。

それから、最終的には「議会が予算議決をする前に印刷をしていたことは、最終的には好ましくなかった。」とこのように言われたわけですね。それはわかります。だから前段のほうでは、早く市民の皆さん方に知らせなきゃならんのでうっかりやってしまったと。これはどうですか。議決機関と執行機関の関係をどのように認識をされているのか。私は、初めからうっかりしてやり損ないましたと、最後のほうでそれもありましたが、初めからそれなら、そんなに責めたくはないですね。

地方自治行政は市側と議会側のおのおのが持つ権能・機能を使って、そうして初めて正常な行政の推進を行うんだと、こうなっているんですね。これまでも、町政を担当してこられた市長におかれましては十分御存じのことと思うんですね。今、申し上げておりますこの件は、経費を使って行う議会の審議あたりは、先にそれはもう決まっているんだと。審議の状況を見たらわかるんだとこう言われますよね。

確かに私も執行部の提案をほとんど原案賛成、最終的にいうのもわかりますよ。ですが、おのおのの立場を尊重し合う立場からも、まあ、早く皆さんに知らせないといけんといっって、ちょっと事はルールを外れるがやりましたということは、これは認められませんよ。議会制民主主義はなくなるじゃないですか。政治は言うまでもなく、ルールを守り、決まりを守りしていかななくては、どうしてどこに照らして物事を進めていくんですか。

今後は、現に慎重を期されるよう望むわけですね。このようなことが、他市に知れたりいたしますと、まあ、都合によってうっかりやりましたというのじゃ済みませんよ。確かなことも言われないうでしょうね、個々の問題です。だが、冒頭申し上げましたように、全国にありますよね、このことは。その点では、ひとつしっかりと今回のことを踏まえて、先ほども申されましたが、慎重に、厳粛にやっていくということやっていかれるのかどうか、その点をお伺いします。

道路問題につきましては、私もそれなりに事情はこれまで伺ってまいりました。今言われた答弁より以上のことは今言及されないんだというふうに受け止めまして、その点は再質問いたしません。

以上でございますが、答弁を求めます。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまのご質問に対してお答えいたします。

協働のまちづくり、皆さんの意見を聞くということは、地域の自治懇談会、いろいろ今の制度を使って行っていきます。これからもよい方法があるのならこれも変えていって、皆さんの意見を聞いていきたいと思っております。個別にも地域の自治懇談会のほかに、各、例えば向原

でしたら保垣という地域でもやっておられます。こういうことには積極的に参加をしているところでございます。住民の意見を聞くということに変わりはありません。

それから、先般の行政懇談会においても火葬場の件については広報に書いてあることを説明いたしました。全くそういうことで説明をさせてもらっております。この問題につきましては、ただ反対とかいろいろご意見はありました。私も3ヵ月これを判断していくというのは非常に自分でも心苦しいと思うんです。ただ、このことは合併来4年間で、皆さん方が議論をされて議会の議決ももらってこういうものを今さらということもあるんですけども、住民の声ということもあるので、あえて行政懇談会で聞いたり、答弁をさせてもらいました。

基本的には火葬場については、一応皆さん賛成だということの意見をいただいております。だけど、これ、議会とかが方向を出した話なので、そういうことを踏まえながら皆さんに聞いて歩いたんですけども、そういうような状況でございました。

火葬場は、確かに老朽化をして今補修をしております。ただ、葬斎場については、今、吉田町にあるのでいいんじゃないかというご意見でございました。そこで、あっても実は今の位置がどうかという議論があるんですね。変えたらいいんじゃないかという。これは考えても合併協のときから議論をされてきたんですけど、今安芸高田市の大体位置が真ん中ぐらいいあって、市の土地でと、条件的にはいいところなんですよね。

ただ、ここをそれではいい加減に場所を変えるというて来てんです、私の所へ。それじゃあ、あなたは責任を持って変えてもらえますかと言ったら、黙って帰ってんですよ。各論反対、総論賛成のようなことでは困るわけですよ。これは私の責任問題になりますよ、場所が決まらんかったら、いうことになります。ただ、こういうことは地元を説得して説明していかないといけないと思っております。場所についてはあんまり変えられないと、これは私の今までの行政経験からしっかり言えます。

ただ、山の上につくれとかいうようなことを言われても、山の上につくったら、火葬場より多くの道路費用が要ったりとか、雪の時には困ったりします。こういうこいともあるので、なかなか場所については変えられんと、4年間の歴史を、皆さんが議論をされているですよ、いろんな角度から。私は行政を休んでいましたけども、ここにおける議員さんで全部議論をされとってんですよ。その結果、今のとこで決めておられるわけです。

皆さんの選んだ人、私も選ばれた人、皆さんがそういうことで決めて一応方向性を出してこられました。こういうことでこういう方針をとということで、大体考えていかにやいけんと思っております。

葬斎場は要らんとと言われても、地域に行ったら絶対ゴミ処理場とか、

こういうようなもの、今の火葬場については、これをつくってくれという者はおらんですよ。今までどの行政でもお金を出して解決したり、条件をいっぱいつけているんですよ。こういう状況になっていますよ。だから、このことについても、千川地区の人が、あそこにつくるのなら火葬場だけでなしに、ちゃんと式場もつくることも考えてもらいたいというのが歴史的なことを聞いているので、「あーそうかのー」と思いました。だけど、昨今の厳しいときに葬斎場の — 金というものは、高いものをつくるのはいかにということなので、それを今、現在の市長がやられた分の精査をしまして、半分、半分以下になるような精査をかけて安くしていかにゃいけんということを今考えておったところでございます。

それからもう一つは、何ぼ議会で決まった話でも、地域の反対者がおられては困るので、その地域の地権者じゃないんですよ、ただ、近くというんで、環境アセスメントとか、評価を考えて、地道にずっと説得しなさいと。予算がついとっても、保留をかけましようということを職員も徹底をしているところでございます。ただいろんな、だけど、いろんな課題が市民の方は思っておられるので、財政危機であるけど、どうしても要るんだと。要るのなら必要最小限でつくらんといけんということです。じゃあ、私のところへつくってくれというものは1人もいないんですよ、総論じゃあ場所を変えろと言われても。そういうことなんですよ。

ただ、この問題は必要なものなので、なかなか慎重にやらざるを得ないと。先ほど広報の中に、価格を入れておりましたけども、これは標準パターンで調査をして決めています。後から担当が説明します。これは決してつくった数字ではございません。

というのは、何でこれを入れたかといったら、一般的に程度を上げれば別なんですけども、平均的なことをした場合に美土里・高宮の人が言われるんです。吉田町の葬斎場は、まだ建設で使えない人がいると。だったら、あそこを使って講中葬とか集会所の葬儀ができんかとおっしゃるんですよ。

今、講中葬は大体値段は若干違っておるかもしれませんが、私が調べたら30万ぐらいですよ。前後はありますよ。大体葬儀屋さんへ頼んだら普通の状態で60万とか70万とか、そして市に頼んだら、広島市に頼んだら100万円ぐらいですよ。皆さんはまだ、経済状況が厳しいんで30万で葬儀をしたいという人がおってんですよ。そうかといって、それじゃあ昔どおり家でやったり、講中でやったら、駐車場に困ってんですよ。年寄りが来ちゃったら今度は、雨に濡れると、日中は座ってやってもらわんといけん、暑くて倒れんかとか、こんなことを心配してんですよ。やっぱり来ちゃった人に対して、その人が、その人らの問題を解決してあげようと、そう思ってあそこへ必要最小限の集会所的なものをつくらせてもらおうというのがこのたびの提案ですよ。

それを、その集会所的なものは、講中の人椅子を並べて、それからちゃんと駐車場は前にありますから、来てもらったらちゃんと安い、安いといっても使用料は一応受益者負担ということで、維持管理をしないといけんでまだ決めていませんけど、ある程度5万円から3万円かもらうようになりますけども、これを足したぐらいのことで葬式ができるということで、こういうことを今望んでおられます、美土里・高宮は特に。こういうことができるようにしたらいいんじゃないかということで、今回これを書かせてもらいましたということです。というようなことなので、皆さんにも理解をしてもらいたいと思います。

決してむやみやたらに金がないのにつくっておるということではありません。実際にこの問題は難しいんですよ。ゴミの問題、し尿の問題、皆「わしのところへは来てくれな。」と。「そこはいけん、そがに余計あってもいけん。」「ほいじゃあ行きます。」と言ったら「いや、つくるだけじゃあいけん。」と、「何か条件をつけなさい。」と、これが今までの歴史です。

歴史、ずっと我々も、吉田町政でもですし、美土里町でもこういう歴史は皆あります。こういうことの中で考えていかんといけん問題であります。このことはまずは、もう一つは、このことを私が生意気に、半年で市長になってからで言うんじゃないしに、まあ、皆さんここ議員さんがおられますけども、皆さんがいろんな角度から議論をされた経緯もございます。そんな中で、一応方向性を出してもらっています。そうかといって住民の意見を聞きたいと、懇談会の形で聞きながらこれに書いてあるお答えをしたところでございます。

そうかといって、ずっと待てません。10年も先もと、待てんで、ある程度の決断も要るんだと、少なくとも今年一杯はこの金を執行せんこうに、お金をつけているんですよ。つけていますが、執行せんこうに、地元の地権者の説得をせえというて、職員と団結してから当たっているところですよ。それぞれの土地があるわけじゃないんですよ。ただ、つくったことに対して環境アセスメントとか、そういう影響評価をやっぱり理解をしてもらわんといけんと。このことの説得には歩かないといけんと思っています。

まあ、こういうことが状況でございます。この問題をこっちに置いて、ずっというんじゃないんですよ。行政改革をやって、これをつくらんでええんならええんですよ。絶対につくらんといけん、私も世話にならんといけん、そこで。こういう問題についてちゃんとした経済的にも、もう一つ金のことを言っていましたけども、合併特例債という、7割帰ってくる金がこの事業なら使えるというので、あと5年したらこの金は使えんようになるんですよ。同じやるのなら、国の支援をもらうときにやっつけというふうなことがあるので、こんなことになっています。

おっしゃるとおり、私は住民自治は大事にしていきたいと思えます。

今の体制では、行政懇談会とか、こういうものしかないんで、できればつくっていきたいと。ただ、民主主義というのは、手間もかかります。このことは十分に承知です。この辺の地域から呼ばれたらちゃんと出かけていきます。そのようなことを気をつけながらやっていききたいと。

それからもう一つ、議会軽視ということがございますけども、このことについては旧町、皆さん慣例的にやった町もたくさんございます。だけとおっしゃるとおり、いいことではございません。しっかりこれからも、屁理屈を言いましたけども、それはこらえてもらいたいと思います。ちゃんと訂正をして直していききたい。こういうことはあっちゃあいけんと思います。

詳しいことはちょっと、担当のほうから説明をさせます。数字のことについて。決してこれはめちゃくちゃ書いているものじゃないんで、こういうことを市民の皆さん方に知ってもらって、総合的に判断して反対とかいうのを決めてもらいたいと思っております。

わかってくれちゃったでしょ、今わしの言うたことで。そういうことなんですよね。よろしくお願いします。

○松 浦 議 長

答弁を求めます。

○田丸総務企画部長

総務企画部長 田丸孝二君。

葬儀費用につきましてご指摘がございました。ここに詳しい資料を持っておりませんので、細かくご説明を申し上げるわけにはいきませんが、講中葬が表の中では大体 35 万、建設予定の葬儀仕様が大体 40 万、それから民間葬儀場が大体 60 万とこういう表現をしております。

議員が数字を 30 幾らという形でおっしゃいましたけども、この今申し上げました 3 つのいわゆる数字につきましては当然祭壇とか棺おけとか、それから飲食、返礼品、そういったものが含んで大体このくらいだろうと、こういった数字を上げております。

したがいまして、例えば講中葬でも、いわゆる葬儀をするということだけであれば当然こんなにはかからないと思いますが、お返しをしたりとか、または、親戚なり講中の方の食事を提供したりと、こういったものが積み重なって、いわゆる参会者の方も比較的少ない、こういったケースの場合、大体これくらいかかるであろうという試算を私どもがさせていただいているということでございますので、そこはご理解をいただきたいというふうにしております。

それから、もう少し言いますと、例えば自宅でやる場合につきましては、食事等は講中の方がつくっていらっしゃるんですけども、建設予定地の葬儀の式場であったり民間の葬儀場では、講中の方が食事をつくるわけにはいきませんので、したがいまして、やはり弁当をとるとか、そういった前提条件を一つひとつ積み上げて通常このくらいということをしているものでございますので、そこはいわゆる比較の基準

が違うということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

20 番 亀岡等君。

○亀 岡 議 員

あの、何と言っても聞いておられませんね。どう思っておられるんですか。いいですか、市長は3年間市内をくまなく何回も、市内行脚をやって、市民の皆さんの意見を聞いてきましたと。議会が特別委員会で議決を2回もやったんですよ。そんなことはわかっただけのはずですよ。その中で、自分は方針を持たれたわけですね。まあ、マニフェストには葬儀場は加えてやりませんといったことは言っておられませんよ。だが、あなたは、どちらを重視されるのですか。仕組みの上からいえば、それは最終的に住民意思の最高意思決定機関として議会が存在するのであって、議会が決めますよ。しかし、そこまで運ぶには、議員も市民の意向がどこにあるのか、それぞれ議員の役割として、民意反映の一番先頭にいるわけですから、やってこなきゃなりませんよ。

同時に提案をされる市側も、そこらをしっかり把握をしてやっちゃあどうですか。市長になられて議会が決めておられるからと、あなたの3年間の市内行脚はそんなに簡単なものだったんですか。

また、あなたはそれくらいの判断しかされないんですか。本当にどうですか。私はあなたが言っておられるような、先ほども読み上げましたが、「1人1人の声を市政に響かす」と、それは本当に市民の声を土台にして進めていく政治のことを言っていることになるんですね。だが、市民の声どころじゃない「議会が決めているからそれでいいんです。」「合併の当時から言っていたことなんでそれでいいんです。」何ですかそれは。情勢が変わることで敏感に反応してやっていかんにゃあいけんですね、行政というのは。情勢の変化に敏感に対応してやっていかんにゃあ、市民の利益は守れませんよ。

いいですか、位置の問題も周辺の市町も研究してみなさい。安芸太田町は市の周辺から30分かかるところへ統合施設として将来を見極めてやっていますね。設置しました、この間、火葬場ですよ。葬儀場はそれぞれの地域でやっています。きょうも毎日市民全部が行くところじゃないです。位置が、あそこが等距離へあるから、あそこがいいんだと。市民の誰がそんなことを言われたんですか。おかしいです。

それから、この前も美土里でありましたね、「地域の反対があるところへどうして持って来てんですか。」という意見がありました。私は、これは十分な意見でないと思います。こういう施設を持って来るのに、反対のないところはないです。今の市長が言われたとおりです。

だが、本当に財政問題を考え、本気で考えれば、その姿勢が真実であつたら、それこそ協働のまちづくりの上で、その方向の中で、私は市民の理解と納得ができると思うんです、ただけると思うんですね。

その姿勢がないじゃないですか。市民はみんな言っていますよ。「あんなむだものは、つくってほしくない。」と言っているんですね。しかも、場所で誰が山のほうへ持って行けと言っていますか。誰がそんなことを言ったんですか。いいですか、八千代の会場では、ここにおいでとる傍聴者の皆さん、ひょっとしたら行かれておるかもしれませんよ。

いいですか、「市側と議会はもっと勉強をなささい。」と、「勉強をなささい。」と言われちゃったじゃないですか。余りにも勉強をしていない。葬儀料金が、市がつくっておかなければいけないんだということの中で、200万円から、民間なら250万円かかるんだという答弁もありましたよ。私も行っと思ったんですから。あんないい加減なことでもいいんですか。そういうものにかからないようにこれからしていくということなんですね。それをせにゃあいけん。

それから、場所を変えればお金が要るんだと、何の条件が出てくるかわからんと、こんなことを今ごろどうしてせにゃあいけんように考えてんですか。これもおかしいですよ。

それから精査が必要なんで、精査をされた結果ですか、今あなたが主張をされていることは。精査をしたら、隣の北広島町、これまで認知されたところ、たったきのうまで使ったところを崩してやりかえて今工事をしていますよ。

まあ、例に言いますが、炉を2つ埋めてつくって待合もつくって、休憩所もつくって1億5,500万円ですね。同じものを並べても3億1,000万円しかかからんじゃないですか、業者の管理費まで含めて。私は6月でも言いましたように、あんまりにも豪華じゃないですか。炉を5つ据えるにしても、11億5,300万円、この火葬場だけの計画がですよ。どんなに財政が豊かな行政なんですか。また繰り返しになりますからそこらはやめます。

いいですか、私は誰が市民の多数がどうしてもあれが要るんだと言われるのか、私は吉田町のこともいろいろ考えております。今、平均して、ここ何年間か統計をとっても、希望者は市のほうが書いておられるじゃないですか。

大体年間480人、1ヵ月にして40人ですよ。安芸高田市の死亡者を全部農協と三田さんへ集めても、全部、一切の死亡者、そこへ葬儀をしてもですね、農協が二十日、いいですか、三田さんが二十日あればできるんです。一切の死亡者の葬儀、人口が減っていくのに、これから死亡者がどんどんふえてどうにもならないようなことはありませんよ。団塊の世代が来るからというのもどこにも書いてありませんよ。団塊の世代が来たら、皆さん死なれるんですか、そんなに一遍に。

あんまりですね、現実離れのことを言ってこういうものを使ってですよ、市民の説得をされてはいけませんよ。

ついでに言っていますが、これからの葬儀は、私は時代が厳しくな

っていくので、いろんな形の葬儀が行われてくると思うんですよね。中には密葬的な、身内や家内だけでやると。自主的に経済防衛をするために、そういうことも起こってくると思うんです。そのことは考えられましたか。

まあ、私はこの場で議会のことを言いたくはないんですよね。そんな論議は1回もありませんよ。もっとやっぱり将来を見つめていかないと、これからどンドンどンドン葬儀が派手になっていくというような方向で考えては、これからの財政は、市民もお互いにやりきっていけませんよ。

それから先ほど、田丸部長は言われましたね。葬儀料金の立て方の基本が違えばこうなるんだと言われますけども、祭壇がどうなんだと、花がどうなんだというのは、これは基本料金とは違いますよ。葬儀というのは、いいですか、その当家が希望をされれば300万や500万の葬儀でも執行をされるんですよ。

私が言っているのは、葬儀をされる業者の、あるいは民間の基本価格がどうかということを行っているんです。祭壇をうちは大きいのにしてくださいと言えば、基本価格より変わってきます。それは当家のことではないですか。余り現実離れをした議論を言うてはおかしいですよ。

もうちょっと、先ほど答弁がないから改めてまた答弁を請求しますが、本当に市民の1人1人の意見をどこで聞かれたんですか。そうじゃあない、八千代会場であったこと、美土里、吉田であったことも、せっかくの意見を封じ込めて、なしにしておってじゃないですか。これが市民1人1人の声を市政に響かすんですか、全く違いますよ。ここを改めて答弁してください。どのような形でこれから市民の声を聞くやり方をされるのか。

ちょっと聞いてくださいよ、いいですか。公正な広報紙にするのか、それからまた、懇談会で除外された意見を次号に掲載される意思がわかりかどうか、市民の皆さんはそれを待っていますよ。それを、2回目のことを3回目と言われるようになるのなら、質問の仕方がまずいのですが、今言いましたようなことに対して、本当に本気で取り組むことを踏まえて、もう一度しっかり市民の皆さんの意見を聞いてみると、そういう態度を持たれるのかどうか確認をさせていただきます。

あの、再質問をしたのが洩れれば、何回でも時間をかけてもやらなければなりませんので、そちらの考えられることですから、思うように答弁をしてください。私の思うとおりにしてくださいとは言っていないんですよね。

以上です。

○松浦議長

以上の再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

それでは済みません、ちょっと再答弁をさせていただきます。

先ほど議会のことと言われたんですけど、議会を尊重しているからいわゆる4年間のことの方向性を重視していると言っているわけであって、無視するんだったら、「はい」と言っているんですけども、こういう意見があるからもっともっと慎重にということで、今執行に至っておりません。地元の意見とか、こういうことを聞いていこうと、価格も安くしていこうというのが基本的な方針でございます。

今、亀岡さんが言われたことが、いわゆる我々も葬儀場については少しでも安くなるようにと、今1億くらい、ここを下げていましたよね。そしたら火葬場についてもそのときの相場であって、実際実施をするときには、よそより高くないような比較をして皆さんに経済負担をかけないようにしていくことは当然のことです。お約束いたします。

それから、私が歩いて何を聞いたかとありましたけども、やっぱり私は火葬場のことだけを聞いて歩いておりません。ただ、火葬場についても、全部が全部そうじゃないです。全員が言われるように、一部の人も、さっき言ったようなことを説明したら、皆さん理解をしてくださる人が非常に多いと思います。だから、そういう方がおられましたら、私のところへ来てもらったら、ちゃんと説明もしていきたいと思います。

また、実施に当たっては、当然でございますけども、皆さんに周知・納得のできるような事業の説明をしてから、実施の方向にいきたいと思っております。

それから、行政懇談会の中でも洩れたのがあるんじゃないかという件なんですけども、少数意見も大事にしていけないといけません。確かに、ちょっとあれば私のほうで検討して、そのことについてはまた決めさせていただきたいと思います。

補足があったら説明をしてください。なんか、答えていないことはございますかね、今の答弁で。

〔あるとの声あり〕

○浜田市長

私は決して住民の自治を無視しているわけじゃないんで、皆さんより私が一番聞いて歩いている自信もあります。だけど、いろんな問題を聞いています。いいことも悪いことも。

ただ、全部が全部実施していけるわけでもありません。少ない予算から、何を順番的にとか、この問題については、いつまでにやらにゃあいけんという使命もございます。これ、いつまでも、あと10年後まで検討せえというんではございません。

このことについては、議会の言葉も借りましたけども、前の市長さん、議員の方々も2回にわたって議論をされておると思います。それから、場所についても合併当時から、合併協の当時から、いろんな10くらいあったと思いますけども、そこからそこに収束をされたんだと思います。あのいきさつについては、私もよく調べていませんので、

そういう状況になっていると思います。

しっかりと皆さんの納得のいくような形でつくりたいと思います。ただ、あるところへ落ち着かないといけないということだけは承知してもらいたいと思います。できるだけ経費をかけないように、できるだけ財政負担をかけないように、皆さんの納得のいく形で、やっぱり大切なものを執行していきたいというのが基本でございます。

終わります。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

以上で亀岡等君の質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時01分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

それでは、さきの通告に基づきまして大枠3点の質問をさせていただきます。あきの会に所属しております、今村でございます。

まず、1点目は「歩道設置について」でございます。

快適で賑わいのあるまちを基本方針として安全で快適な生活環境を整えるのは、行政執行上の責務でございます。数ある県道・市道の中で、市内においては歩道の未設置部分が多く見受けられます。そして、改修も望まれるところも案件が多うございます。とりわけ、県道向原三次線37号線が、三次地区の郷原付近の線路移設に伴い拡幅がなされてきております。その改修も間もなく完成するやに聞いております。そのことで特に通行量が多くなることが予測されるわけでございます。

中でも甲田町の連檐(れんたん)地域であります高田原付近、それから向原町の中心部でありますその歩道については、ほとんど未設置という状況がございます。これまで長年懸案でございましたこの歩道整備について、交通安全上の必要要件というふうに思うわけでございます。

これまでも、交通事故の多発地域、あるいは現象的にもいくつかの例がございました。そのことを含めてこの県道向原線の歩道設置について、今後どのように進められようとしているのか、お伺いをするものでございます。

今春、甲田町の高田原地域では地域の住民が約六百名くらいの署名をいただきまして、これの方向で望んでおられるということで、市長にも、あるいは県のほうの建設局長にも陳情書を提出したところでございます。

この件について、これからの方向づけをお伺いしたいのが1点目で

ございます。

次に、行政評価システムの導入についてでございます。

これまで、私も再三この問題については、過去何年来にわたりこれを論じてまいりましたが、今や行政上公正なまちづくりには行政運営の3点セットの一つではなかろうかというふうに考えております。その一つは自治基本条例であり、議会基本条例であり、行政評価システムの導入、このことがこれからの行財政改革、あるいは行政改革に大きく関係してくるものというふうにとらえております。

当市では17年から19年の3年間にわたりまして、この行政評価システムの導入について調査研究をしてまいりました。その手法が本来なら少し方向づけが違うのではなかろうかというふうに思っておりますが、これまで過去3年間にわたって調査研究をされた結果に基づいて以下の項目についてお聞きをしたいと思っております。

そのことは過去この行政評価システムの調査研究に続けておられますが、このことを具体的に政策にどう生かされ、市民にどのように説明されるのかお伺いしたいのが1点目でございます。

また、今回の調査研究が事務事業面において46項目において研究を重ねておられます。その過程の中で、事務事業の面においてその課題をどのように検証をされているのか、そして、今度のシステムの導入にどういう形で反映されようとしているのかお伺いしたいのが2点目でございます。

3番目にこの調査研究において、職員が中心になり行政執行上において目標や事務量を研究されてきました。そしてその結果、事務改善にこういったことが必要だろうということがレポートでまとめられておりますが、そのことが今後どのように具体的な形で職務に生かされようとしているのか、そこについての御見解をお聞きしたいのが3点目でございます。

次に4つ目に「市民サイドに立った行政評価システムを今後どのように進められるか」という点でございます。

さきの論議でも市民の意向、あるいは市民のニーズにどう行政がこたえるかというのは行政執行上の最大の課題でございます。本来、行政評価システムは市民ニーズをいかにそれこそ施策に反映させ、政策評価をお互いにし合う、このことが本来の行政評価システムの最重要課題でございます。その点に基づいて、市民サイドに立った形でのシステム導入を今後どのように進められようとしているのかお伺いしたいのでございます。

次に大枠3点目の「市内の高等学校と結合した中高一貫教育への進め方について」お考えをお伺いするものでございます。

来年度より高宮高校の募集停止により、市内の高校は大きな転換期を迎えようとしております。いくら高校は県立の運営といえども、市内の今後の学校教育のあり方に今後の方向性を市としても、あるいは

教育委員会としても明確に示す必要があるのではなかろうかというふうに考えるわけでございます。

高校の存在価値は、人生の進路保障や、進学保障でございます。このことを踏まえ、市内の中学校と高等学校と連結した一貫性のある教育についてどのようにお考えなのか、市長並びに教育長の御見解をお伺いしたいのでございます。

時間の関係で論点は明確に、簡潔に論じられたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

まず、初めに市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの今村議員のご質問にお答えいたします。

最初に「歩道設置について」のお尋ねでございます。ご質問にございますように、安全で快適な生活環境の確保のためには、道路整備は必要不可欠のものでございます。

ご指摘のように、主要地方道広島三次線は三次市との境、郷原付近の改良工事も国土交通省三次河川国道事務所の行う、境谷川の樋門付近の工事を一部残し、ほぼ完了の予定となっております。このような交通量の多い路線や交通量の増大が予測される路線等につきましては、県においても、また市においても道路改修や歩道設置は急務であると考えているところでございます。

県においては、現在継続中の区間について工事を行っておりますが、平成 19 年度から始まりました財政健全化計画並びに道路特定財源の一般財源化問題など、今後の道路整備計画の状況も大変厳しく、また先行きも不透明にもなっており、我々も大変心配をしているところでございます。

市といたしましては、大変厳しい状況下でございますが、今後におきましても、これら県道の整備につきまして、県と協議を重ねてまいりたいと思います。どうかご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に「行政評価システムの導入について」のお尋ねでございます。行政評価の導入期において、最初に取り組む事務事業評価は、すべての事務事業について、妥当性・効率性・有効性等の観点から、活動・結果指標や成果指標の具体的数値等の状況を踏まえ、課題解決、業務改善に向けた方策を検証するとともに、この取り組みを通して評価者である職員の評価視点や評価能力、事務改善の視点を養うなど、職場風土の改革と、職員の意識改革をめざすためのツールであると理解しています。

しかし、事務事業評価だけでは、単に事務改善や職員の意識改革のみのツールにとどまってしまい、行政評価の機能を果たすことは困難でございます。

そのため、本市では平成 20 年度において施策評価を試行実施し、評

価の対象を事務事業レベルと施策レベルの2階層以上に広げることで、行政評価システムを行政マネジメントに活用していくこととしています。

さらに、これらの定着にあわせて、今後政策評価を実施することにより、議員お尋ねの行政評価による「政策への反映」を具体化させなくてはならないと考えています。また、「事務事業の課題に係る検証」については、それぞれの課において、事務事業評価を実施する中で、定量・定性評価をもとに、課長を中心に検証し、改善策を検討することとしており、その結果を平成21年度予算編成から反映させたいと考えています。

なお、施策評価実施に際しては、施策につながる事務事業の評価が不十分であると、施策評価の精度が低いものとなるため、事務事業評価をさらに充実させる必要があり、現在、最も留意しているところでございます。

次に、「市内高等学校と結合した中高一貫教育の進め方」についてのご質問でございますが、教育長のほうから答弁をさせていただきます。続いて答弁を求めます。

○松浦議長

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの今村議員のご質問にお答えいたします。

中高一貫教育の取り組みとしては、中等教育学校、設置者が同じ併設型の学校、もう一つは設置者が異なる中での連携型の学校と3種類がございます。いずれも「授業の相互乗り入れ」「生徒の学習に関する情報の共有化」「6年間を見通したカリキュラムの作成」等が可能となり、特色ある学校経営が行われていると認識しております。

安芸高田市で考えられますのは、そのうち連携型の中高一貫教育であります。このことの実現のためには、市内の県立高校へ進学すれば、将来の進学、就職についての展望が開かれるという深い信頼関係が必要であります。

直ちに中高一貫教育校ということになりませんが、現在、異校種間の連携した教育の必要性が高まっており、中高連携教育として、従来から行われておる、高等学校におきます「オープンスクールによる中学生の高校の授業体験」「卒業生による高校生の生活体験講話」「部活動での合同練習」等に加え、「高校教師による中学校出前授業」「高校生による中学生学習合宿」「中高生徒会合同リーダー研修」等、各中学校・高校の相互連携による取り組みが進められております。

このような取り組みを通して、高校生にとっては「自己有用感の向上」、中学生にとりましては「地元高校への愛着」とともに、高校生活を通して「自己の生き方・進路を考える機会」となっております。

議員ご承知のとおり、来春は高宮高校の募集停止が決定しており、市内の子どもたちの高校進学に何らかの影響が出てくるものと予想しております。

今後、中山間地にある市内の子どもたちに、経済的な側面も含め充実した高等学校進学や教育を保障するためには、中学校と高校相互の理解と市内の県立高校の活性化が望まれるところであり、市内の教育充実という観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

もとより1点目の道路問題については、なかなか一気に解決するというふうには考えておりませんが、具体的には高田原地区、甲立の場合は約350メートルくらいの区間が一番危ないわけです、甲立駅付近を中心にしてですね。恐らく、向原も大体同様だろうというふうに思うわけでございます。これを一気に完成させるというのは、無理だということは地元民もよく理解しておりますし、私も当然それは現状の財政状況から見たら、難しいというのはよくわかるわけでございます。

したがいまして、長期的にできるところから改修をするという方向をやるべきではなかろうかというふうに思うわけでございます。ある程度部分改修をすれば、危険度が大きく異なってくるという、違ってくるという現象もあるというふうに思っています。そこら辺についての考え方を、県としっかり協議をしていかれる対応の仕方があるのではなかろうかというふうに思いますが、そのことについて、改めてお伺いをいたします。

次に行政評価システムの導入について、まあ、残念ながら市民サイドに立った評価のあり方のことについてを20年度の政策評価への試行を考えるとということのご答弁でございましたが、もっとこのことについて、具体的に私は詰めてみたいというふうに思うわけでございます。

本来市長が、これまでの選挙前の市内行脚について、市民のニーズが行政上いくつかの課題があっただろうというふうに思うわけでございます。これらのことを具体的な形で政策に反映させるということが、明確にされなければならないというのが、今回の行政評価システムの導入と同時にやられるのが一番肝要ではないかというふうに思うわけでございます。さすれば、その政策をどういった形で市民の前に示すのか、そして行政目標を立てて、市政側と市民とが共通してその目標について評価をし合うというのが、本来の行政評価の仕組みでございます。

そのことについて、具体的な形で、その政策をどういったような方向で考えておるのだというのが今の時点でありましたら、お示しを願いたいというふうに思うわけでございます。

次に市内の高等学校の問題でございますが、もとより以前と違いまして、中高の連携は遅々ではありますが、進んでいる状況はよく理解できるわけでございます。こういった状況の中で、今の市内の中学校

が、あるいは、高等学校へ進学する場合に、かなりの数の者が市外に出ている状況がございます。そこらに辺ついてどういうふうに把握され、その観点というのは先ほども言いましたように、中学校に教育力がないというふうには思いたくもありませんが、高等学校における、やはり進路保障の問題が大きく影響をしているのも事実でございます。

そこら辺を考えてみたときに、経済的にもやはり親元から通い、高等学校を終えるということは、私の経験から見ても、このことは大きく郷土愛にもつながる視点だというふうに思うわけでございます。そこら辺を考えた上で、そこらの解消に一步一步進めるような形での方向づけを、そろそろ具体的に立てるべきだろうというふうに思うわけでございます。

そのことが市長の子育ての環境の向上につながるという点にあわせて、そこら辺の考え方をお聞きしたいというふうに思って再質問いたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまのご質問に対して、お答えをしたいと思います。

歩道の件でございますけど、昨今ご承知のように、先ほど申し上げましたけども、道路財源の特定化が一般財源になりまして、非常に厳しいハードルとなりました。だけど、これを踏まえても、歩道は大事ということなので、力強く県や国に、54号線は国ですけども、県道については県ですけども、そういうところに強く要望をしまいたいと思います。

非常に厳しい状況下ではございますけども、安芸高田市の状況は国・県にも十分ご理解を賜るように、また、動いてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから行政評価システムですけど、これもずっと前から、ここをやってこられたわけですけども、この評価システム、私もこれに非常に意見がございまして、まあ、まずは職員の意識改革という観点から始めています。職員がいろんな財政状況を知ることによって、行政改革とかそういうものにちゃんと興味を示すのではないかとということで、こういう観点からもスタートしております。

もちろん事業の評価もありますけども、その反面、施策の評価ということになりますと、もっと改良をしないといけないところもございます。この辺を踏まえて今ちょっと改良をすると先ほどお答えをしたわけでございます。

それからもう一つは、職員だけじゃなしに幅広い市民の方々から評価をしてもらうシステムをつくれなにかということをお、総務企画部長と副市長に提案をしております。こういうことができれば違った角度から、また事業の展開ができてくるのではないかと思います。

いずれにしても、今までの事業ありきでなしに、この事業をちゃん

と見直すことによって、今後の行財政改革を行ってやっぱり財源を生んで市民の負託にこたえていけないといけないので、しっかりとした底辺の話でございますので、慎重にやっていきたいと思っております。

それから、後から教育長に答えてもらいますけども、先ほどの件でございますけども、教育・学校の問題でございます。私の重点課題として、やっぱり安芸高田市に住んでいただくんだと、人口減対策が一番市民への大きな対策だと、このことが活性化につながって今後の安芸高田市の集落を維持していくんだというようなことを言っているわけでございますけど、その一環として、教育の問題は非常に重要な問題でございます。

学力の向上とか、このたびの学力試験の中で、県のレベルよりちょっとよくなっています。そこに甘えんこうに、もっと高くしてもらって、安芸高田市からこの学校の問題で子どもたちが、市内とか、よそに逃げないようにしてもらいたいということで、非常に力を入れているところでございます。この学力向上というのは非常に難しく、このたび市が独自で学校補助員というのも設置させてもらいました。これも大きな将来を見据えた、学力向上を見据えた一環とした施策の展開でございます。

今後状況を見ながら、やっぱり学力向上、少子高齢化の問題については、しっかり体系的に、また頑張ってもらいたいと思っております。

学力向上につきましては、専門家の教育長のほうから答えてもらいます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、先ほどの今村議員のご質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、市内の高等学校への進学ということでございますが、言われますとおり、私も遠くのほうに行かなくても近くの学校で十分に大学へ、行きたい学校へある程度は鍛えてもらって入れると。もう一つは希望する就職も可能であるというような高等学校をこの市内で持つということは、他の市からの進学もありますし、活性化にもつながるとこのように考えておるところでございます。

市内の現在の状況はどのような状況なのかというご質問でございましたけども、市内の公立の高等学校へこの4月に入学をいたしました生徒の割合が、46.5%でございます。市外の公立の学校へ行きました生徒の割合が33.4%でございます。私立の学校へ行きました生徒の割合が14.0%でございます。そのほかには、国立の高専、あるいは就職、あるいは未定の子どももおりますけども、大体そのような状況になっておりまして、教育長といたしますならば、少なし、いろいろ進路希望があると思っておりますけども、46.5%から60%に近くなるぐらいに地元の高等学校へ進学の希望があるような教育環境をつくっていきたく

は願っておるところでございます。

まことに残念なところでございますけども、来年度から高宮高校につきましては、募集停止という形になりました。その際、市長さん、あるいは議長さんともども、県の教育委員会のほうへ参りまして、高宮高校のことについて何とか考え直してもらえないかということもお願いをいたしましたけども、残る高等学校の活性化についても重々お願いをしてまいりました。

お願いをしてまいりましたというのが、実は市の教育委員会といたしましては人事、高等学校の人事とか、あるいは教育課程そのものについての権限はございませんので、できるだけ市内の子どもたちが高等学校へ行って展望が持てるような教育の保障ということをしてもらうようにお願いをして帰ったところでございます。

それだけでは、やはり市内の高等学校の活性化もなかなかできないだろうということもございます。具体的な例で申し上げますと、例えば県立学校の中には一学年8クラスぐらいの学校もあるんです。要するに1年生から3年生にいきますと、24クラス、そのような学校の高等学校といたしましたら、在校生も多うございますし、卒業生も多うございますし、伝統校でもありますから、歴史から、規模から全然違うわけでございます。

そういうところについては、PTAとか、あるいは卒業生が寄附をして高等学校のエアコンを設置する中で、あるいはPTA等が援助をして、補習も事業も高等学校でできて大学進学が可能になるような動きもしておるわけでございますが、市内の高等学校は歴史と伝統はかなり古くはございますが、学校規模はそれほどではございません。

そういう面から言いますと、市としても何らかの方法で県のほうへ要望をしたり、あるいは活性化の方策についてできることがあれば考えていく必要があるんじゃないかならうかと思いますが、結論から言いましたら、クラブ活動なんか見てもらったらおわかりだろうと思いますが、やっぱり人ですよ。人がきちっと来てくれたら吉田高校でもアーチェリーで全国大会へ行く生徒が出てきておりますが、そういうような形で、とにかく地元の高等学校を活性化するように我々も要望をしながら尽力をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

最後の質問でありますので、簡潔にいきたいと思います。

行政評価のことでございますが、確かに職員の意識改革は今この調査研究で大きく変わっただろうというふうにこの報告書を見て感じておるわけでございます。その中から、関西学院大学の稲沢教授のもとに、これからの行政評価は行政運営に生かさなければならぬとい

うような方向づけが出され、そのことを20年度の施策に反映されるということは高く評価をしているわけでございます。冒頭言いましたように、この市民ニーズを、市民の要望を、いかに政策的に展開するか、これが原点でございます。そうすると本当の意味での市民ニーズは多々ございます。それらの中で、いくつかの事項をそれぞれ市民における経済的に言いますいわゆる市場調査ですね、要するに市民にどういったようなニーズがあるのか、要望があるのかということをやっぱり数量的にきっちり調査する必要があるかと思えます。

それは市長が歩かれていろんな市民の要望も一つの考え方でございますが、それは時間をかけて、やはり市民の本当の意味での要望はどういったことなのか、それは政策的にどういった形で生かされるのかということが、お互いが評価し合う原点だというふうに思うわけでございます。

そのことを今年度、その仕組みをお考えになるということでございますので、そこら辺についての改めての市長の政策展開とドッキングするような形で進められるお考えはないか改めてお聞きし、その中で今の時点では、こういったような事項が例えば医療費の問題であったり、健康の問題であったり、農産物の振興の問題であったり、先ほどから出ております子育ての問題であったり、それから定住促進に向けたいろんな事項があるかと思えます。それらをやっぱり目標値で示すような形でこの設定をすべきであろうというふうに思うわけでございます。少なくとも市長の任期中に、それらのことが市民とともにお互いの評価のできる仕組みをぜひ立てたいものだというふうに思うわけでございます。

この点について、今後の対応についてどういうふうにお考えなのか改めてお聞きをしたいというふうに思えます。

次に、市内の高等学校の連携の問題でございますが、やはりこのことについても、私は安芸高田市だけの問題にとらえてはおりませんが、この県北で高等学校のあり方、あるいは事を考えてみたときに、やはり全体的な協議の機関があってもいいのではなかろうかというふうに思うわけでございます。そして、その協議の中で、高校のあり方を、安芸高田市が極端に言えばリードしていくような面もあってもいいのではないかというふうに思うわけでございます。そこら辺についてのお考えと、やはり先ほども具体的な数字で市外へ残念ながら多くの生徒数が流失しているという現象がございました。そのことについても、一朝一夕にはいきませんが、長期的に目標を定めて、あるいは教育面も目標を定めてそのことに邁進していくことが肝要かというふうに思いますが、そこら辺についての基本的なお考えをお聞きして最後といたします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

まず、市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの質問に対してお答えをいたします。

今、私の選挙に出て公約をしてマニフェストについて、職員に公約できるものをある程度具体化しております。ある時期にまた、皆さんに中身を説明できると思います。それとはまた別に、新たな課題もあるかもしれません。機会をとらえて皆さんの意見を聞いてまいりたいと思います。

今、自治懇談会と地域懇談会がございますけども、今の制度で先ほども話がありましたけども、満足しているかどうかとあるんですけども、そういうなるべく多くの機会をとらえて皆さんの意見を聞きながら、市政に反映をしていきたいと思っておりますので、周知ください。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

市内全体の教育について、市の教育委員会としてリードするというご質問でございましたが、リードをしていくつもりでございます。ございますが、具体的に今やっていることを言いますと、小学校、中学校、高等学校の校長会の連合会というものを組織しております、初めは事務的な会でございました。

しかしながら、だんだんに市内の高等学校への進学者が少なくなるというような状況がありました。その要因は通学区域が全県一円になったんですよ、普通科高等学校。今までは範囲がございました。そこから別のところへ行こうと思ったら、非常に難しいハードルがあったわけですが、今度は全県一円になったということで、どこへも行かれるんですよ。そうするとそれぞれの高等学校は、よほど特色を出したり、あるいは高等学校と中学校の相互の信頼関係が深まらないと地元の高等学校へ行きにくいというような、行きにくいでなしに、行かないというような状況が生まれてきますので、冒頭申し上げましたように経済的問題、郷土を愛する人を育てるということから考えまして、近くのところ、十分に進路の展望が持てるというような教育にするためには、相互の信頼関係が最も大切でございます。

だから、高等学校の校長会の連携は、もう小中高の連携は当然でございますが、それ以外に中高でいいましたら、進路指導主事、高等学校と中学校の進路指導主事、生徒指導主事等、あるいは管理職の三者が一体になって連携をしております。

新聞にも出ておったのでご承知だろうと思いますが、吉田の少年自然の家で、吉田中学校の生徒会と、そして吉田高校の生徒会が合同合宿をして将来の安芸高田を考えるというようなテーマで協議会も開いております。これは、まあ一つの例でございます、そのような形で動きをしますし、先般運動会がございましたけども、多分高等学校の校長先生も中学校の運動会へおいでになっておられたのではなからう

かなというように思いますが、高等学校としても自助努力をしてもら  
ようんですよ。できるだけうちの学校へ安心して来てくださいとい  
うような努力もしてもらっていますので、そういう点は相互の信頼関  
係を申す中で私はいいい方向へ今は伸びていっているのではなかろうか  
なというように思いますし、我々もそれを応援していきたいというよ  
うに思っておりますが、それじゃあ目標値は何パーセントにするかと、  
確かに、高い目標値をすぐ掲げてやるというのは非常に大切なこと  
でございますが、それぞれの保護者、子どもたちのニーズも多様化し  
ている今日でございますので、なかなか一様にはいかんと思いますが、  
少なくとも、先ほど冒頭に申し上げましたように、60%ぐらいにはい  
くようにしたいというように、今は教育長として思っておりますが、  
これを目標値にすると確定したとこまではまだ至っておりませんが、  
今 46.何%ですから、それは 50%にするのも並大抵の努力ではござい  
ません。

教育長が吉田高校へ行け、向原高校へ行けと言って進路を決定する  
わけではございませんので、なかなか難しいところはありますが、相  
互の連携ということで信頼関係をとにかくつくっていききたい。安心を  
して高等学校へ任せられるというような、あるいは安心して地元の中  
学校へ任せられるというような教育をやっていくのが教育長の責任で  
もありますし、やっていきたいというように思っておりますし、また、  
財政的な面で市全体としても、あるいは、通学のバス便等を含めまし  
て考えていくということも必要だろうというように思っております  
でございます。

的確な答弁になっておらんかとも思いますが、教育長としての思い  
の一端でございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で再々質問の答弁を終わり、今村義照君の質問を終わります。  
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 明木一悦君。

○明 木 議 員

3番、あきの会 明木一悦。一般質問にあたって、議員必携にあり  
ますように、あくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を慎  
み、これまで議員並びに会派活動で取り組み、研究調査を行ってきた  
題材を基本に組み立てた一般質問を通告に基づき行います。

まず初めに「協働のまちづくり施策について」質問いたします。

これまで国は政治・経済・文化を基本に、生活向上を効率的に推進

するために統一性、公平性を重視し、権限や財源を集中させる中央集権型のシステムにより政策を進めてきた結果、国と地方自治体との関係は国が目標や方針を示し、その実現のため、指示を与える上下・主従の関係でした。しかし、近年のITの普及、少子高齢化、経済の停滞などにより、社会を取り巻く環境は大きく変わり、人々や地域のニーズも多様化し、これまでの中央集権型のシステムでは個別の課題への対応が困難な状況になってきており、これからの課題を解決するために、地域特性、多様化にあったまちづくりを進め、地域のことは自分たちで考え自分たちの責任で決めていくこと、自己決定、自己責任が求められる機運が高まり、中央が持つ権限や財源などを地方自治体に移すという動きが地方分権であり、平成12年4月地方分権一括法が施行され、国と地方自治体の関係は上下・主従から対等・協働になりました。

このことは地方自治体の運営について、国の指示に従い、事業を推進する方式から地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていく方式に変わったと言えます。

そうした中で、必要となるのは自治基本条例だと私は考えます。この条例は地方自治体運営に関する市民や議会や行政などの人々がさまざまな事柄の決定のよりどころとして共有し、地方自治体運営の最も基本的な理念や仕組みを条例という形で法的に規定するものであり、自治基本条例は地方自治体の憲法とも言われています。

これまで先進地として協働のまちづくりであった安芸高田市、しかしながら少しずつ劣化も伺えるのではないかと感じています。ここでもう一度思いを一つにして行政不信をなくし、意思疎通を行い、市民の声を土台とする本当の市民と行政の協働のまちづくりを行う上において、この条例は安芸高田市の基本理念を明らかにするとともに、市民と市の権利、役割及び責務、市政運営のあり方などを定め、参画や協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とできると考えるとともに、この条例が制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民の皆さんに十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることが重要であり、市民が主役の協働のまちづくりが一層推進されるとともに、計画的・体系的な透明性の高い行政運営が行われ、本市が持続的に発展していくものではないかと考えます。

そこで、市長にお伺いします。この条例、住民自治基本条例についてどのようなお考えをお持ちかお伺いするところです。

続きまして、男女共同参画条例設置についての取り組みを6月定例会で示され、このたびの補正予算を可決しました。今後どのような方針を持って取り組まれようとしているのか、今後の計画について、どのようなお考えがあるかお伺いいたします。

続きまして、「すぐやる課」についてお伺いするところです。

市長マニフェストにもあります「すぐやる課」の設置について我々議会としても、市民の有意義性があれば即時に設置を行い、住民サービスの向上を図るべきであると考え、先般それを推進するための調査を目的とし、総務企画常任委員会で全国で初めて「すぐやる課」を昭和45年10月に設置した千葉県松戸市を視察しました。その結果、私自身は松戸市のように「すぐやる課」を設置して住民サービスの向上にはいろいろな角度から慎重なる検討が必要であるというふうに考えます。

そこで、例えば、現在支所単位で支所長などの権限において予算執行のできる予算が約450万程度あるというふうに考えます。そこで、支所長権限に対する機構改革を行い、現在の市民生活分野だけでなく産業建設及び地域振興関連のものについても、その条件付で予算執行並びにまた、その予算をふやすことによって住民に最も近い身近なサービスが向上できるのではないかとというふうに考えます。また、現在のサービスより向上させた形で対応のできるものではないかとというふうに考えます。

そこで市長は、この「すぐやる課」についてどのようなお考えをお持ちかお伺いするところです。

大枠2項目、農林産業推進施策についてお伺いいたします。荒廃地の利活用についてです。

食料政策や担い手不足により、荒廃地が現在もふえつつあるというふうに考えます。これらの荒廃地の利活用について、市長はどのようにお考えをお持ちかお伺いいたします。

また、市内総面積の80%を占める山の資源、間伐材などを利活用することが望まれますが、市長はこの資源の利活用についてどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

続きまして、財政改革施策という観点から、自主財源の拡大についてお伺いいたします。

2年後にはこれまではなかった多額の借金返済を迎えることとなります。私はこれまで前市長とも財政難を乗り越え、将来に夢あるまちにするには、支出を抑えるコスト削減も大切ですが、それには限界があります。そのためには、収入をふやすために自主財源の確保が大変重要であると訴えてきました。

昨日の説明の中においても、市の財政が、財政難が国からの交付税支給率を上げているという説明をいただきました。これがいつまで続くか推定されているか市長にお伺いするとともに、また、これに対し自主財源の拡大についてどのようなお考えをお持ちか、また、どのような政策をお持ちであるか、お伺いするところです。

なお、答弁は質問者である私に対して明確、明瞭にお願いします。また、答弁によりましては、再度許される限り自席において質問を行いたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの明木議員のご質問にお答えいたします。

最初に、住民自治基本条例設置についてのお尋ねでございます。自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われるように、その自治体の基本的なあり方を示すものであります。市民と自治体の間で交わされる契約でもあると言われております。

また、こうした条例は、市内 32 の地域振興組織で取り組まれている「みずからの地域はみずからの手で」とした、主体的で公益的な活動をさらに発展させることのできる社会的装置としての役割を持つものと考えております。全国的にも、まちづくりに関わる住民参画の機運の高まりの中で、近年、こうした条例を制定する自治体もふえてまいりました。

市といたしましては、市民と行政の協働のまちづくりを基本として推進しておりますことから、まちづくりのあり方、行政・議会・市民のそれぞれの役割、協働のまちづくりを支える施策や制度の体系などについて研究を進めていくとともに、当面は、「自治基本条例」に求められる情報の公開・共有、行政の説明責任や市民参画等の諸制度の確立や充実に努め、さらには住民自治活動の拡充を支援する中で、将来の制定を踏まえて必要な環境整備をしていきたいと思っております。

次に、男女共同参画条例設置についてのお尋ねでございますが、この件につきましては 6 月定例会においてもお答えいたしておりますとおり、豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等のパートナーとして互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野において、1 人 1 人がその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大変重要でございます。

また、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりを進める本市の将来像「人 輝く・安芸高田」の実現に欠かせない要件の一つでもあります。

こうしたことから、本市では平成 16 年に行った市民意識調査に基づき、平成 18 年 3 月に「安芸高田市男女共同参画プラン」が策定されています。現在、このプランに基づき、市民への啓発事業として男女共同参画リレーイベントの実施、政策決定の場への女性の登用を図るための各種委員会等への女性の参画推進、住民から親しまれる子育て支援センターの運営等の事業を行っています。

条例の制定は、市と市民、事業者の男女共同参画に向けてのそれぞれの取り組みの基本的な方向を示し、市民 1 人 1 人の取り組みのよりどころとなるものと考えています。

条例を制定することにより、男女共同参画の推進に向けた市の推進体制の充実・強化を図るとともに、市職員の意識改革を行い、市民・事業所及び市民団体への働きかけが促進され、既に策定しています「本

市の男女共同参画プラン」の実効性の確保と円滑な推進が図れるものと確信しております。

なお、条文の作成につきましては、今後、学識者や関係機関、各種委員・団体等で構成する安芸高田市男女共同参画条例制定協議会を設置し、広く市民の声を承り、制定に向けていくことにしております。概ね本年21年3月をめどに今準備を進めているところでございます。

次に、「すぐやる課」についてのお尋ねでございますが、私の政策目標の一つに、簡易な住民の要望に対して迅速に対応するために「すぐやる課」の設置を掲げております。

このことは、私がこの4年間、支所を置くこととなった旧町を回る中で、多くの市民の皆さんから「迅速な対応について」たくさんの不満の声をお聞きしたことからでございます。

とりわけ、少子高齢化が急速に進展する本市におきましては、高齢者を初めとする市民の生活に身近な喫緊の要望等に対しては、本庁・支所を問わず、迅速かつ柔軟な、そして何よりも丁寧にとという姿勢が最も必要であると考えております。

そのためには、現在の本庁・支所の組織としての機能を見直し、事務事業の執行体制と責任の所在を明確にするとともに、市民からの要望のうち、緊急性の高いものや経費的にも小額なものなどについては、支所長の決裁権限を見直し、支所長の判断により、迅速に対応できる仕組みを構築してまいりたいと今思っております。このことを今課員に指示をしているところでございます。

なお、「すぐやる課」の具体的な所掌事務等につきましては、現在、平成21年度に向けた組織機構改革の検討作業に着手するよう指示しておりますので、この作業の過程におきまして、先進地の事例や課題等も踏まえ、詳細な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、農林産業振興政策のうち、荒廃地の利活用についてでございます。いわゆる耕作放棄地は、平成17年の農林業センサスで、安芸高田市においては約299ヘクタール、全国では38万6千ヘクタールあるとされております。

中山間地域直接支払事業や農地・水・環境保全向上対策事業の実施により、集落全体の営農活動により耕作放棄地を出さない取り組みや、農業委員会のあっせんにより、担い手に集積する等の取り組みを行っていますが、耕作放棄地解消には至っておりません。耕作放棄地の増大は、決して本市に限った課題ではなく、農業を取り巻く厳しい社会情勢の中で発生したものと認識しております。

農業を主要産業と位置づけている本市にとりまして、耕作放棄地の増大は、害虫や鳥獣害の発生原因になるばかりでなく、農業生産額の減少や生活環境を阻害する要因となり、議員ご指摘のとおり、何らかの対策を講ずる必要があると考えております。

国も経済財政諮問会議から38万6千ヘクタールの耕作放棄地につい

て、国民に説明できないとの指摘を受けており、その対策について本腰を入れる中、今年度は全国的な耕作放棄地の調査を実施することとしております。

本市としても、現在、市内の耕作放棄地の現状を正確に把握するため、農業委員会と連携して調査を進めているところでございます。

今後、こうした国の動向も見極めながら、農業委員会と協調して、耕作放棄地の実態解明と解消の方向性、及びその具体策について検討していきたいと思っております。

次に「間伐材の利活用について」のお尋ねでございますが、今日、環境破壊が一段と進み CO2 による地球温暖化等、大きな社会問題となっております。「京都議定書」の合意など、21 世紀を迎え森林に対する地球規模での新たな動きが始まっております。

一方、林業を取り巻く環境は、長引く木材価格の低迷による採算性の悪化や需要構造の変化から、その情勢は一層厳しさを増し、林齢に応じた整備が滞り多様な機能の発揮が困難な状況となっております。とりわけ、成育途上にある間伐の実施は、森林の持つ公益的機能を維持する上で、欠かすことのできない事業であることから、間伐材の利用を促進する必要性を認めております。

こうした状況の中、安芸高田市においては、ひろしまの森づくり事業の里山対策に係る「間伐利用対策事業」を平成 19 年度から推進をしております。また、平成 21 年度から稼動予定の大朝工業団地における中国木材株式会社の製材工場への出荷等について、広島県及び高田郡森林組合と連携をとりながら、間伐材の利活用を推進していきたいと考えております。

本市のような典型的な中山間地域におきましては、自分たちの周りにある物を有効に活用すること、つまり資源が循環できるシステムづくりが大きな課題と考えております。

このような観点から、冒頭にも述べましたように、豊富な森林資源など、生物資源の活用について先進事例等の研究に取りかかるよう担当部署に指示をしているところでございます。

次に「行財政改革に係る自主財源の拡大について」のご質問でございますが、昨今の非常に厳しい地方の財政事情を鑑みますと、将来にわたって健全財政を維持しながら多様化・高度化し、増大する市民の行政需要にこたえていくためには、徹底した事業の見直しや、事務事業の効率化とともに、自主財源の確保が大きな課題となっております。

現在、市税等の収納率の向上や遊休地の処分の検討、受益者負担の適正化、また、新たな財源確保策としての、ふるさと納税制度や企業広告の導入などの歳入確保の取り組みを進めておるところでございます。

特に本市の主要な自主財源であります税金については、市の財政運営の根幹であるとの認識のもとに、納税者の皆様に不公平感を抱かれ

ることのないよう、さらなる収納率の向上を図るため、具体的な取り組みを指示しているところでございます。

また、合併により拡大した市域の中で、利用計画がない普通財産として管理している遊休土地については、将来的に有効活用ができるか否かを検討し、民間で有効的な活用ができると判断される普通財産につきましては、積極的に整理を行なってまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税制度や企業広告につきましても導入し、早速に具体的な成果を挙げているところであります。

いずれにいたしましても、合併後 10 年目からの 5 年間で交付税が 20 億円以上減少することを念頭に置きながら、引き続き行財政改革の推進とともに、自主財源の確保に努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

3 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

まず、住民自治基本条例の設置について再質問をいたします。

これについては、前市長も制定しようという話になかなかならなかったという経緯があるわけですが、諸準備と言われましても、それをするにおいて、やはりそれをする上であれば、基本条例を制定すれば、すべて解決できるのではないかというふうに考えます。住民自治基本条例ということで、いろんなことが規制されるというイメージにとらわれているのではないかというふうに考えます。まちづくり活動の担い手となる 1 人 1 人の意欲が保てるように、もっと住みやすい元気なまちにしていきたいという思いから、知識や意欲、行動を生かしていくことができる、そういう仕組みを定めるための条例制定ではないかというふうに考えます。

やはり住民、事業者、行政などの役割・責任を明確にすることが今は大切ではないかというふうに考え、それを含めて先ほど言われた協働のまちづくりにおける情報開示等もその中に含まれてくるのではないかと。将来的にわたって継続・発展するための力となる条例として考えていけば、すぐにでも制定していくことが望ましいのではないかと考えますが、先ほどの答弁の中で、将来とありましたけども、将来というのはいつをもって将来と言われているのか。大体どのようなお考えをお持ちなのか、改めてお聞きをするところです。

それから、男女共同参画についてですけども、男女共同参画条例制定協議会というのを設けると言われました。各種団体、また、いろいろ各種方面からの有識者とかというものを集めてつくるのだというふうに答弁をいただいたと思うんですけど、この中でやはりいろんな人に参加をしてもらいたいという市長のお考えの中で、公募というのを考えておられるのか。公募による委員の募集、そのあたりはどのように考えておられるのか。やはり男女共同参画というのは、みんなが参

加するということですから、そのあたりをどのようにお考えかお伺いいたします。

財政改革施策について答弁をいただいたわけですが、確かに基本となるのは税収入というふうになってくると思うんですけど、私が聞きたいところは、税収入をふやすための底上げの政策ですよね。税をとるためには、やはりまちが活性しないとできない。それは税がふえない。そのための施策をどのようにお考えかお伺いいたします。

また、その中でも、拡大、また先ほども質問の中で行いましたけども、支出を抑えるコスト削減というのも大切です。例えば、今騒がれています衆議院選挙が11月に行われ、もしかしたら市議会議員選挙の告示日が投票日になる可能性が出てきています。それが行われれば、やはり2週にわたっての選挙ということになり、住民の意識の中でもそれは経費のむだではないかという考えも起きてくるのではないかと考えます。

例えば1週間程度であれば、国政選挙にあわせて同時選挙、それによる経費削減を考えてはどうかと考えますが、そのあたりどのようにお考えかお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

まず、1点目の住民自治基本条例設置のことをございます。

私の勉強を含めて、時間をもらいたいと。これでまたいいものか悪いものか、私自身で判断をして皆さんにいつごろやるんだということを提案していきたいと思います。

私もさらっと読んだんですけども、これがどういう影響を及ぼすのかということはいくつか把握しておりません。ちゃんと勉強をして、今、半年ですけども、ちょっと勉強の期間をほしいと思います。それを踏まえた上で、こういうことはやったほうがいいのか、しっかりやろうということもしっかり皆さんに明示していきたいと思います。

基本的にはやっていきたいという気はあるんですけども、もっと中身を精査させていただきたいと思います。

男女共同参画社会につきましては、おっしゃるとおりどういう人に委員になってもらうかというのは、議員さんがおっしゃいましたいろんな公募をかけるというのを一案として検討をさせていただきます。できるだけ多くの方に、このことを認識してもらって、ある程度基本はプランというものができているわけですからいいんですけど、そのためにはムードを上げて、いいタイミングで条例制定をしていきたいと思っております。ムードづくりと、皆さんに理解を周知してもらうということで、そういうようなことをしていきたいんで、議員がおっしゃいましたように、公募というのは一応頭に入れながら、次の検討にしていきたいと思っております。

行財政改革の件についてでございますけど、どういうことかという

のは、これは、私は重点施策で言っています。人口減対策、将来の安芸高田市の人口をどうするかということがこれの大きな行財政改革と思います。一生懸命に午前中から教育長さんに学校の子どものレベルを上げてくれというのを進んでもらうために、そういうことを教育が問題になるということで考えております。あと、企業誘致も考えていきたいと思っておりますけども、このことも住む条件の一つとして考えていきたいと。このことによって、人に住んでもらうことによって、税が入ってくる。活性化につながるという基本的な考え方を持っていますので、ご理解を賜りたいと思っております。

これも今手探りの状態で、いろんなことを、これまたムードづくりなので、「市民の方々がいろんな施策について努力をしようよのう。」というムードを高めることが、この行政改革につながりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

3番 明木一悦君。

○明木議員

市長は6月から9月になって半年過ぎたわけですけど、市長の答弁の中には、常に勉強をするという言葉が出てきますけども、私の実感では3年間十分に歩かれて勉強をされてきているというふうに考えていますから、こういう質問をさせていただいているわけですので、やはりそのあたりをどのあたりで、そのことの結論を出されるのか、どのように検討をしていくのか、具体性をもっと持って答弁をいただきたいと思っております。それについて、もう一度将来というのはどれくらい検討期間を持たれるのか、どのようにお考えか、それをもう一度お尋ねいたします。

それから、男女共同参画のほうで、方向は大体的ことは決まっているけども、これから公募のことについては検討していくということを言われましたけども、きょう一番にあった同僚議員の質問の中にあっただと思うんですけども、市民が参加していくという中に、やはり、誰でもが参加できるようなことが協働のまちづくりではないかと思うんですね。それであれば、検討でなくて、公募はやはり、少しでも入れることが開かれた行政であり、自分たちだけで選んだ人だけで決めることじゃなくて、いろんな意見が出されるんじゃないかというふうに考えます。

やはり開かれた行政をするためには、そういうところからも取り組む必要があると考えますので、その件についてももう一度お伺いするところです。

また、最後の答弁をいただきましたけども、やはりこれについて、もう少し市長として具体的な施策を示していただければ非常にわかりやすく我々議員としても判断がしやすいんじゃないかなというふうに考えますので、できればもう少し具体的な市長の持っている考え方

を示していただきたいというふうに考えます。

以上で私の質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

住民自治基本条例設置ということでございます。

私は歩いても法律を持って歩いているわけではないので、このことがいいことということはわかっていますが、一体どういうことがあるのかということはしっかり把握をしていかないと、いい加減なことは言えないので、そのことを踏まえてと。時期について言われていますが、今年度の3月定例会までには方向性を出すように努力をいたします。やるというんじゃなしに、どういう方向性がいいか。今さっきのこのことについても、きょうが初めてなんです。参画という言葉、この言葉を住民参画は私も大事とわかっているんですけども、今の市の職員と一応検討しながら前向きに考えていきたいと思っています。

ここで、ぱっとやると言っても、ちょっと職員に失礼なんで、その時間をもらいたいと、前向きに考えていきたいと思えます。

具体的な施策とおっしゃいますけども、私はこの学校教育を推進します、広島県で一番先に学校の職員の補助をしようと言ったでしょ。これ以上具体的なことはないですよ。こういうことをやると言っているんです。こういうことが学校の教育が上がるということですから、それとかこれからも、今度はいろんなこれからの安芸高田市を抱えた住居の確保とか徐々に政策を展開していきますけども、早く早くやって、お前の言ったことが今度は違うんじゃないか、約束が違うんじゃないかといって責められても困るので、慎重に固めて、皆さんにまた明示をしていきたいと思えますのでよろしく願いをいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって、明木一悦君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

2番 宍戸邦夫でございます。さきの通告に基づいた3項目にわたりましてご質問をさせていただきます。

まず、1項目目でございますが「市長と職員との意思疎通のための取り組みとその成果について」でございます。

私は6月定例議会におきまして、市長のまちづくりの基本的な考え方を職員にしっかり説明をされ、職員の意見をしっかり聞きながら理解を得る取り組みが今必要ではないかという質問をさせていただきました。市長の答弁といたしまして、職員との意思疎通は行財政運営に必要な不可欠であり、各部署でミーティングを企画するなどして、職員が一丸となって私の政策公約が実現できるように努力すると答えられています。

あれから3ヵ月たったわけですが、ある職員からは、今回の市長はよく声をかけてくださると、質問をされるとかいうことを聞くわけですが、この間どのような具体的な取り組みをされてきたのか、あればお答えいただきたい。そしてまた、今成果をすぐ問うということにはならないかも知れませんが、もし市長さんがこういう成果があったというのがあれば、その成果についてお答えをいただきたいと思います。

次に「防災について」でございます。

市は先日ハザードマップというものを、これでございますけども各戸へ配布されました。予想される災害地区といいますか、箇所を市民の皆さんに周知されたということはいいことであると思いますが、過度に不安をあおるとということにもなってはいけないとは思いますが、しかし、このことによりまして、各地域で災害についての関心が高まって今後の自主防災が組織されるきっかけになったということは、十分大きく評価できるというふうに私は考えております。

このことにつきまして、二つほどお尋ねしたいと思います。

まず1つ目については、各地域にある、いわゆるため池、主としては農業用水でございますが、これは受益者の管理のもとに維持をされておるわけでございます。安全点検を行政的に行うことができないかどうか、例えば、今、全国各地で局所集中的な豪雨が多い中で、そういう傾向がある中で、例えば1時間当たり50ミリとか80ミリとかそれ以上大雨が降った場合に、市内すべてのため池は安全なのか、もしため池の堤防が決壊すれば下流域にはどんな影響があるのか、市内すべてのため池について行政的にチェックをして関係する地域住民に日ごろから注意を喚起することが重要ではないかと考えています。

以前にも管理者に対して注意を呼びかけられたこともあると思いますが、さらに細かく、このため池の存在について市はハザードマップを作成時点で、またどのように考えられていたのか、もし考えがあったのであれば、今後どのような取り組む計画があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に2つ目でございますが、自主防災組織は突発的な非常災害時にその地域の住民がまず組織的に自主活動を行うことで、行政や警察、消防等の支援とともに、安全の根幹となる組織だと考えております。これにつきましても、このハザードマップに例が書いてございますが、この自主防災組織につきまして、今般市は地域振興会という地域住民の自主活動組織に呼びかけられておるわけでございます。

いくつかの地域の声として、一つは自主防災というのは例えばどんな組織なのか、私は大体わかるわけですが、地域振興会の中にはいろいろ考え方がございまして、例えば小さな集落の振興会でどんなものをつくればよいのか、行政の方からモデル的なものを1, 2示してもらうことはできないだろうか。

もう1点は、災害が発生した場合、例えば一時的に小地域内の避難場所に避難しての生活が一日でも二日でも、三日でも続くと考えた場合に、そうした場所には最低限どのようなものを準備しておくのが望ましいのか。また、これを充実させるために、行政的にはどういう施策を考えておられるのか。

どうしても行政の支援がないと実行が難しいという声を聞いておるわけでございます。こうした住民の声に対しまして、市としてどう考え、どう進めようとされているのかお答えいただきたいと思っております。

次に3項目目でございますが、先日電波法が改正されるということで、地上デジタル電波移行による、テレビを設備を整えるとか、アンテナを新たに設置をしなくてはならないとか、いろいろあるわけでございますが、この今現在ある、共同アンテナ、共聴アンテナですか、これらについて所有しておられる住民の皆さんから要望があれば、その難視聴状況について調査をされたというふうに思います。

その結果、どのような結果が出ておるのか、全く電波が届かない、デジタルになった場合に対応できないということになっておるのか、どうにか設備をすれば映るようになるのかということもあわせてお聞かせをいただければと思っております。

行政的にいくらかの支援策を検討というか考えておられると思いますが、そこらについてこの解消のためにはどのような方向で解消されるのかということをお聞きしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの宍戸議員のご質問にお答えいたします。

最初に「市長と職員との意思疎通のための取り組みとその成果について」のお尋ねでございます。6月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、市長と職員の意思疎通は行政運営に必要不可欠なものであると考えております。

この間の取り組みについてのご質問ですが、今、毎週月曜日に三役会議を行っております。また、毎月第1火曜日を原則に支所長を含む次長級以上で構成する幹部会議を開催しております。これらの会議の場を通じて基本的な考え方について、私の政策について皆さんに説明し、またご意見を賜っているところでございます。また、施策の意思決定についての指示も行っております。

また、8月の盆明けには、私のマニフェストを具体化するために各課長との個別の協議も行い、意思の疎通を図ってまいりました。中身の具体的な実施について、職員に指示をしたところでございます。また、必要に応じて各担当部局の部長並びに課長、場合によっては直接担当者から個別に説明を受け、諸課題の把握に努めております。これらの取り組みについて、私の政策公約を職員に浸透してもらって、理

解をしてもらって、実現可能なように努めてまいりたいと考えております。議員さんが御指摘のように、難しい課題なので、副市長さんとトップ 3、こういう話はいつもあるんだけど、皆さんにどうやって意思の疎通をしていくかというのを考えております。今、弁当と一緒に 1 時間食べてみようと、階が違ってもまた意思の疎通ができなかったり、積極的に職員の方々に機会があったら来てもらうように言っているんですけど、なかなか遠慮されたりあるので、私のほうからは門徒を広げて、ちゃんと来てもらうように、皆さんの意見も賜るように心がけていきたいと思っております。

次に、防災についての「ため池」の安全性の点検についてでございます。安芸高田市のため池の状況は、現在、905 地区を台帳にて整理しております。また、ため池の現状の把握につきましては、平成 12 年度から平成 17 年度にかけて、国・県の指導のもと、現地調査を実施し、この調査により、1,000 立方メートル以上の危険な状況にある「ため池」138 地区について、ハザードマップを昨年度作成いたしました。現在、この 138 地区の中から、関係者との協議により、順次改修事業を実施しているところでございます。

ご指摘のとおり、原則ため池の管理につきましては、地元受益者により行われているのが現状でございます。市といたしましては、今後とも日常管理や降雨時の対応などの指導と情報提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、本マップをもとにして、全地区への啓発等に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、防災についてのうち「自主防災組織」のお尋ねでございます。

災害は、いつ何どき発生するかわりませんし、大規模な災害が発生した場合には、交通や通信が切断され、行政、警察、消防機関等の公共機関が支援、救出、救護に出動できないことが想定されます。また、至るところから公共機関へ救出要請が殺到し、十分な対応ができないことも想定されます。

このような事態が発生したときには、地域内の状況に精通した地域住民により災害発生時の役割分担などの体制を整え、災害時要援護者、避難経路などの情報を共有化する組織を結成しておくことで、一人でも多くの命を守ることができると思います。

自主防災組織は、このような組織を目指しております。行政の支援としては、設立補助金並びに資器材購入補助金の助成をするとともに、防災訓練時の参加要請や、研修会への職員派遣を行うことにより育成をしてまいりたいと考えております。

また、緊急避難時には平素から非常持ち出しとして貴重品などを準備しておくとともに、必要最低限の物を携帯して、安全な場所へ避難されることが重要です。

市では、指定しております市内 58 ヶ所の避難場所を拠点として寝具、

食料並びに生活支援物資等の確保を行うなど関係機関と連携を図り、自立までの復興支援策を計画的に講じてまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。

次に「テレビの難視聴状況について」のお尋ねでございます。

この調査につきましては、NHKが設置した共同受信施設以外の施設についても、当該共同施設の組合が調査を希望すれば、デジタル波の受信が可能かどうかを無料で調査したもので、NHKが設置した共同受信施設以外の施設については、市もしくは組合で改修をする必要があります。

安芸高田市関連の中継局のデジタル整備状況は、平成19年度に可部と三次の中継局が整備されており、今年度の7月には千代田中継局の整備、また10月には吉田中継局の整備が行われ、来年度以降に向原・八千代・甲田・高宮・美土里の中継局が整備予定となっております。

市の現在の対策としましては、平成19年度に可部と三次中継局の可視エリア調査を行い、今年度に千代田と吉田中継局の可視エリアの調査を予定しています。すべての中継局が整備され電波の発信が行われないと難視聴地域の状況は判断できませんが、この調査で難視聴の地域をいち早く確定し、国及び放送局と連携をとり、難視聴の解消に向けての取り組みを行いたいと思っています。

また、今年度から国の補助制度を利用し、共同受信施設のデジタル改修工事を行っています。この補助制度は、視聴者負担額が1世帯当たり3万5,000円で、残額を国と市が補助する制度で、現在、各施設組合へ補助制度の説明会を行っています。現時点で国へ5施設の改修申請をしているところです。また、新たな難視聴地域につきましても、既存施設の改修と同じ条件で整備できるよう国等に働きかけを行っているところです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

2番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

まず、市長さんと職員との意思疎通のための取り組みということでございますが、いろいろと職員さんのほうからも、何となく市長さんに声がかかりやすいというふうな雰囲気があるということも聞いております。そういうことは大変いいことだというふうに思うんですね。

市長さんは3年間にわたりまして、各市内をくまなく歩かれて、いろんな市民の皆さんの声を聞いておられます。そのことを政策・公約として掲げておられますが、その政策・公約という大事なものであろうと思うんですね、市民の声でありますので。そういうものを、より具体化していくということになれば、どうしても職員の考え方、能力とか企画力とか、総合的計画実施力とかいろんなものが必要になってくるわけです。

今、私は、安芸高田市の職員は大変優秀だというふうに思っており

ますが、そこらに市長さんの構想が正しく伝わるということは、常日ごろから、意思疎通を図っておくということは一番大事なんではないかと。市民の声が職員に、市長さんが聞かれたことが正しく職員に伝わるということですよね。そういうことを大事にしていればというふうに思うわけでございます。そのことが、また、新しいまちづくりにつながっていくと思いますので、引き続き、最大限の努力をしていただければというふうに思うわけでございます。

次に「防災について」でございますが、これは安全安心のまちづくりを目指した安芸高田市でございますが、ため池が老朽化しているという部分がありますし、調査をされたということを知っておるわけですが、高齡化に伴う先ほどの話じゃありませんが、農地放棄地が多々ある中で、管理がうまくいっていないという声を聞きます。その下流の住民の皆さんから言えば、農家、非農家の方もいらっしゃって、あそこをどうにかしてもらいたい。不安でならんという方もいらっしゃるわけです。

そういうことにお答えするために質問をさせてもらったんですけども、ある地域にはあのため池があって、土石流を防げたという地域もあるわけです。ですから、このため池というのは両方大事、災害を発生させるもとでもあり、逆に土石流を防ぐ役割でもあると思うわけです。そうしたときに、安全安心のまちづくりを推進していくためには、そのため池というものを有効的に活用する、これはある程度行政的な施策もあったほうが、私はいいのではないかとというふうに思うわけですが、そこらについて。

それから、テレビの関係でございますが、地上デジタル方式に移行されていくわけです。これも安全安心のまちづくりにつながっていくわけです。というのも、災害情報というのはテレビで即やります、地震においてもいろんな面でやりますが、そのテレビが映らないということについては、防災のためにもよくないと思います。

そこでちょっと私が市長さんにお聞きしたいのは、これ共同で設置しておるアンテナというのは補助対象といいますか、ある程度の支援策があるように聞いておりますが、例えば、共同ではなくて個人的で遠方から引っ張っておられて、アンテナが遠くにあるということもあるわけです。そういうところが実際に映るか映らないかというのは、アンテナの設備がないと調査ができないと思いますが、今後において、市として、そうした方々に対する支援策というものはできないものなのかどうか。例えば、ひとり暮らしの高齡者の方とか、地域によっては本当に戸数の少ないところもあるわけですね。そういうところについて、市として何かいい施策を打ち出すことはできないだろうかという私の質問をさせていただきたいというふうに思います。

よろしくお願ひします。

再質問の答弁を求めます。

○松 浦 議 長

市長 浜田一義君。

○浜田市長

先ほどの宍戸議員の再質問のお答えをいたしたいと思います。

まず、職員との意思の疎通ということですが、実は今度また皆さんにも報告しますが、例えば24時間どういう窓口を開いていくかというような、実は職員の提案で、こういうことも理解をしてくれていい発想をしてくれています。この職員の提案を取り入れたり、皆さんで知恵を出し合って、そういうムードになりつつあります。

ただ、ちょっと離れたところが、割と2階というところは意思の疎通ができるんだけど、組織が大きくなると議員がおっしゃるように、なかなか難しいところもございまして、だけど、これらからもしっかりと意思の疎通を深めていきたいと思っています。

それから、勤務形態、時間の変更とか、長勤をなくするために勤務時間の変更とか、全部これ職員の協力がなくてはいけません。こういう意味で、皆さんにちゃんと説明をしてこのことを理解してもらうことが、行政を円滑に執行する基本でございまして、なお増して、職員と意思の疎通を図ってまいりたいと思います。

昔と違って一杯飲むことがなかなかできなくなってきたので、難しいんですが、それはあえて頑張りたいと思います。

それから、防災のため池ですが、これはおっしゃるとおりです。非常に水資源の確保か、いわゆる防災的にもこのことによって下流を土石流や洪水から守るといようなダムですから、大事なものでございます。ただ、今、放置をされたものとか危険なものがあるので、今その辺をちゃんと調査をして整理をしております。ちゃんとダムとしてないものはもうやめていくものか、残すものについては行政が支援して残していくのかという判断をしながらやっていきたい。ある程度大規模なものについては、国とかにも支援をしてくれる制度もあると思いますけども、全体、安芸高田市の宝を守るという意味で、しっかりその辺は検討をしてみたいと思います。

それから、テレビのことなんですけども、これも今、我々も水戸黄門が見られなくなったらやかましく言われるんじゃないかと思えますよ。でも、中継局から皆さん方へ、さき議員さんがおっしゃったように直接この電波が取れるところはいいんですけども、真ん中へ個人でつくったりしたら、自己負担になっています。

この問題をどうするかというのは、さっきの可視区域を調べて、行政としても前向きに検討しないとイケないと思っています。まだ、どの程度見えなくなるのか把握をしております。今、職員に指示をしているのは、まずエリアのマップをつくらうじゃないかというのをやっているところでございます。その辺を踏まえて皆さん方の期待にできるだけ沿えるようしっかりと頑張りたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

○宍戸議員

ありません。

○松浦議長

以上をもって宍戸邦夫君の質問を終わります。

ここで、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの明木議員の質問に対する答弁洩れがありましたので、答弁を許します。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

先ほどの明木議員の質問に対して、失礼なことをしました。答弁洩れがございました。

国政選挙が今の市議会議員の選挙と同時になるかならないかという話だったんですけども、国の方向が明確になったら選挙管理委員会の所管事務でございますので、先ほどのご意見を踏まえて申し入れをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

19番 日本共産党の岡田正信です。通告に基づいて2点ほどお尋ねいたします。

第1点目は後期高齢者医療制度がこの4月に始まりまして、いろいろと職員の方も忙しかったと思いますが、何はともあれスタートしてこの8月で天引きされる方が3回目を迎えておられます。その実態をお尋ねするわけですが、特にひとり暮らしの年金暮らしの方、75歳以上もちろんそうですが、年金が100万円以下の、これがどれくらいおられるのか。と申すのも、また来年の4月から90%の控除と、これいろいろ中身がまた事情があるそうですから、この問題を含めてお尋ねすると、100万円から、先ほどは100万円以下ですよ、100万円以下と100万円から200万円までのそういう高齢者が何人おられるのか、お尋ねします。

2つ目にはこの後期高齢者制度の実施に基づきまして、この10月からまた国保税が口座引き落としになるものと、それを申し出なかった場合は今までどおり引かれるのか、これもまた世帯の構成によっていろいろ問題があるやに聞いております。

これらの説明が、もちろんこの文書で行われていると思いますが、きちっと対象者に伝わるのかどうなのか、大変ご苦勞な仕事でございましょうが、行っているかどうかお尋ねするところでありまして。

3点目に初めに言いましたけども、4月からのこの90%の減額、あわせて申し上げましたように、80万円でも夫婦の両方がそれ以下でないといけないとか、条件があるようでございます。そういう方々にも、

その制度に向けて徹底を、ただ文書を出して完全なことができるのかどうか。心配するのは4月1日に間違えましたと、たびたび間違えましたと言われても困りますので、そこらは職員の方も十分承知であると思いますが、あえてお尋ねするところでございます。

要はこれらの問題を私は当初から主張しておりますが、市長も大きなパイプがあるから、たびにこの問題は取り上げて県連合会のほうへ、県の広域連合のほうに申し上げると言われますが、やはりこの制度そのものは2年経ったらまた見直しと、いろんな形でこの75歳以上の方だけでなく、その家庭、安芸高田市ではそういう状況は完全にはまだ見えないですが、この世帯を、人口は減っても世帯はふえるというのはあっちこっちの自治体でうかがえるんですよね。これは一つは家庭の介護保険料をあわせて後期高齢者の算出をするのにプラスになるのかマイナスになるのか、こういうことでやられているそうでございますが、私は安芸高田市でもそういう傾向が出てくるのではないかと。というのは、朝からいろいろ質問をされておりますが、本当の安芸高田市の、協働の輝く安芸高田市を、つくりをめざしたその方針に照らし合わせても、医療制度でなくコミュニケーションをとるものが崩れるということもこの後期高齢者の問題は含んでいると思いますので、市長の、この私が高齢者いじめの最たる制度だと言っておりますけども、あえて市長にまたお尋ねするわけでございます。

2点目の「農業振興と子育て支援について」ということでお尋ねするわけですが、これも国や県の直接の政治のもとで農家が減るという傾向にあるわけですが、これはせんだっての私の質問で担当部長から当時の総務部長に答弁いただいているんですが、一戸当たり大体9万5,000円ぐらいの地方交付税の歳入が響くということから考えますと、安芸高田市は小さい農家も大きい農家も法人も制度としては差があっても、安芸高田市は小さい農家も大事にすると市長は言われますが、制度上はどうしても国の流れ、県の流れからいいますと、そういう大型を育成する方向へ来ていますから、農家が減る方向のほうがウエイトが大きいわけですよ。今年も特別ではないですが、地域再生財源措置が、地方再生関係交付税が、せんだってきのうの補正でも約2億何ぼ、合わせて4億円近いものが今年も来ましたが、これは別にしましても、地方交付税の算入基準値が農家が減るということは安芸高田市にとってマイナスになるわけです。

子育て支援とあわせてお尋ねするのはそういうことを含めて、今、中山間地域は、皆中山間地域なんですけど、ところによれば吉田のこの町内より、離れるにしたがって集落が葬式もできないような状況とか、あるいはひとり暮らしの人が何かあったときに近所におられんとかいうような状況が出てきております。さまざまな条件に、育成するのに当てはまらなくても、きのうの補正予算でもハウスなんかの助成金というのはできましたし、または農道の関係も一戸あるいは共同の生活

道路、それに関係するような農道の舗装とかいうのは安芸高田市にもある意味では農家育成とか住民の生活舗道をつくる関係から見ますと、たまたま地域再生の交付税が想定外に多く来たのでという面もあるでしょうが、これらを考えてこの市全体として妊婦の検診を今5回までは無料だと承知しておるんですが、これを完全にといいか、大体10回か12回ぐらいが必要ではないのかといわれるんですが、これを無料にしたり、あるいはこの子どもの支援として中学校までに — あと僕が通告したときに三次がぱっと新聞に出たんですが、隣の三次ではそういう方向になっているそうですが、中学校までの医療費を無料にするとか、あるいは学校給食の農産物を、これも今まで私も主張したんですが、農産物全部を給食材料がそろわんでも、できたものから、準備ができたものから取り入れると。

いくなれば米なんていうのは、すぐ出るというんじゃないでしょうから、今給食センターから入る米がおかしな米とは言いませぬけども、それは一概に言えませぬけども、顔の見える農家から来る米ならば、全く安全が保たれるということから、さしあたっては米はできると思います。高宮の給食ではそのようにしておりますし、やっていないところは校長の権限でできると思うので、それらを考えてはどうかということでお尋ねしているところでございます。食育教育もあわせてそういう面では生きるのではないかということをお尋ねいたします。

後は、自席にてまた質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

最初に「後期高齢者医療制度の実態について」のお尋ねでございますが、まず「8月15日の年金天引きの実態としまして、ひとり暮らしで、年金100万円以下と100万円から200万円までの被保険者数」は1,344名となっており、天引きした方の年金の額が100万円以下で887名、100万円から200万円までで350名でございます。

次に「納付方法の変更の広報について」というご質問と思います。まず8月1日付で被保険者全員の方へ文書により案内をさせていただくとともに、ホームページと広報あきたかた9月号へ掲載をしております。現在、286件の変更申請が提出されており10月から口座振替で納入していただくよう準備を進めています。また、9割軽減につきましても9月広報に掲載をしております。

次に「後期高齢者医療制度について」でございますが、ご承知のように、日本の医療制度は世界に類を見ない制度でございます。誰もが安心して医療を受けることを実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化・ニーズの多様化など、大きな変換期に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわた

って持続可能なものにしていくためには、その構造改革が急務とされております。

本制度は、年々医療費が伸びていく中で、将来的にも継続が可能な制度にしていくため、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため「新たな高齢者医療制度」として創設をされたものでございます。

今まで、制度の内容がたびたび改善され、来年4月にかけても一部改善されるようでございます。被保険者の皆様方には、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、誰もが安心して医療を受けられる本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いするものでございます。

次に「農業振興と子育て支援について」のお尋ねでございます。

市内の農家が減少することは地方交付税の減額につながるものであり、ご指摘のとおりであると認識しております。

地方交付税の算定の中には、基準財政需要額の算出基礎として農家戸数等の数値を計上しておりますが、法人の組織化や利用権設定により、農地を預けても直ちに農家数のカウントに影響が出るものではございません。

こうした数値は、5年に一度実施される農林業センサスの統計資料により、普通交付税に参入されることになっておりますので、財源確保の観点からも農業の持続性を確保することは、安芸高田市の重要な施策でもございます。

しかしながら、多くの農家は、農産物の価格の低迷や高額な農業機械の購入等により、農業収支は赤字経営が続いており、加えて高齢化も進み、農業を継続していくのが非常に困難な状況でございます。

このような状況を改善し持続できる農業経営を行うには、集落・地域での話し合いによる農業機械の共同化や、共同作業による効率化を図る必要があると考えます。

その究極の効率化が集落法人化ですが、すべての地域や集落に適合する状況にはございません。担い手と小規模農家の役割分担を明確にし、農業振興を図るためには、集落・地域での話し合いによる営農活動、すなわち、集落営農の推進が有効な手法であると考えます。

今後におきましても、JA等関係機関と連携し、本市の実態に合った地域営農の推進に努め、農家の農業離れを防ぐよう努めてまいりたいと思っております。

次に、具体的な施策としてご提案の「妊婦健診の無料化について」でございますが、母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦健康診査は重要な役割を果たしております。本市におきましても、受診勧奨や経済的負担の軽減を図るなど、安心して出産していただけるように、母子保健の充実に取り組んでいるところでございます。

妊婦健康診査にかかる公費負担につきましては、平成19年1月16日付厚生労働省通知により、本市は他市に先駆けて、平成19年度より

公費負担の回数を2回から5回に拡大したところでございます。

母体の健康確保、また、若年夫婦等が出産しやすい環境整備として、妊婦健診のサービス拡大につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に「中学校卒業までの医療費の無料化について」でございますが、現在、就学前までの乳幼児を対象に、疾病の早期発見・治療を促進し、健やかな子どもの育成を図ることを目的に、安心して子どもを産み育てることができるように、乳児医療公費負担事業を実施しているところでございます。

次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境整備の一つとして、今後検討してまいりたいと考えます。

なお、学校教育における「食育」の課題につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

ただいまの「食育教育の充実」に関するご提案にお答えいたします。食育基本法の中で、学校における食育は、次のように位置づけられております。

— 1点目は、生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきもの、2点目は、さまざまな経験を通して「食」に関する知識、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育成すること。 —

としています。

学校では、これまでも、学校給食、家庭科や社会科、保健体育、総合的な学習の時間など、教育活動全体で「食育」に取り組んできております。

例えば、市内では、地場産物を利用した給食指導が行われております。児童・生徒へは、産地や生産者、メッセージ等を紹介するなどの実践をしており、農業への理解を深めること、自然の恵みやさまざまな分野で働く人々への感謝の気持ちを育てることにつながってきております。

現在、市内の各給食調理場の工夫によりまして、地域の伝統食を用意し、農繁期、農閑期等、季節に応じた食事に触れさせており、食に関する歴史や地域文化への児童・生徒の理解を促す取り組みを行っています。また、各教科、総合的な学習の時間等を活用し、田んぼや畑を活用した勤労生産的な活動を行っている学校もあります。活動を通して、郷土愛や先人の知恵に対する敬意の念、礼儀正しさを育成しております。また、学年が上がるとともに、食糧生産にかかわる人々や流通の様子などを知り、その努力や工夫に触れる学習にも取り組んでおります。

今後とも安全で安心な学校給食の実施を基本に進めるとともに、地

○松浦議長

○佐藤教育長

場産物を活用した給食における指導や、各教科における農業にかかる体験的な活動を一層充実させていきたいと考えているところであります。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 農業と子育て支援の問題で申し上げますと、食育教育に力点を置いて答弁をいただいたんですが、せんだっての中国新聞でしたか、学校給食費がこれは、全市ではないんですが、吉田、高宮、甲田、6小学校で10円、吉田幼稚園で5円とか、この燃料代の関係とかいうようなことで値上げをせざるを得ないというのが、この学校給食運営委員会が検討をされたように拝見されたんですが、まあ、私が言いましたように、地場のものを利用すれば、私も専門でないのでもわかりませんが、この程度の値上げはですよ、そういうことを利用すれば防げるんじゃないかと。例えば米を使っていないところの学校では、米を使うとか、それから野菜ができるところは野菜を直接に取り入れてすべてはそろわんでもできるとか、というような方法は考えられんだろうかと思うんですよね。

1番も2番も安全問題が、せんだってのギョーザどころじゃないですよ、米までおかしくなったと言って、焼酎まで引き上げたとか、こうなっているんでしょ。三笠フーズですか、というような状況ですから、相当我々もどういふものが入っているかわからないぐらい食べさせられている昨今ですよ。

子どもにはその点を、食育教育もですが、ああいう観点から考えていただきたいと思うんですが、これは財政から言えば市長部局なんですかね。それで教育の本当の食育教育で学校云々は教育関係の両方に関係すると思うんです。それから子育て支援の関係で申し上げますと、この今までもそういう方向で財源的には数千万円、5千万円くらい余計に要るかもわかりませんが、子どもは今、例えば試算をして5千万円要ると思っても、今の傾向では減るわけですから、これ制度にしたからふえてくるというようなもんじゃありませんが、妊婦の検診も1回が5千円から8千円、いろいろ幅があるそうですが、この人数によっても、これは数千万要らんとします。

財源的にはそれじゃあどう考えるかということ、補正でも言われましたように、当分の間というのが入っていますから、来年も必ずします。来年だけはいけませんから、ずっとつけてもらわんといけると。せんだっての予算でも申し上げましたけども、地域再生の交付税参入というのが想定外に入ってきましたよね。ですから、これらの活用で市長さんと教育長の腹では、執行部の方が知恵を出していただけであればできるんじゃないかと思うんですが、再度お尋ねいたします。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず、市長 浜田一義君。

○浜田市長

最初に行政的見地からさっきの学校給食の値段について、おっしゃるとおりで、今ちょっと仕組的に学校に任せっきりとあるので、少し行政関与は好ましくないんですけど、先生が今おっしゃったような見地からしっかり入って、やっぱり地産地消のものを使いながら、もっとよい方法はないかというようなことも一緒に考えていきたいと思えます。

それから今後将来にわたっては、学校給食の統合ということもございますので、大きな課題が後ろに控えていますので、どっちにしても慎重に、このことについては慎重に決めていかないといいんこのように思っております。

それから、さっきの妊婦さんの検診でございますけども、個人的には全体の前向きとか検討という言い方をしたんですけども、同じやるんなら三次とか、隣の広島市とかに負けないようにやっていきたいと思っております。全体的な状況を眺めながらこの辺は決定していきたいと思っております。

これからは全部やりたいことなんですけど、全部最初からやらずに段階を置いて、まずは妊婦の検診から、次は子どもたちの学校給食の軽減からというように段階を追って考えていきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

岡田議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご承知のように、7月31日付の中国新聞に、市内の小中学校の給食費の値上げについての記事が載ったのはご承知のとおりでございます。

現在、学校給食の中で、地産地消をどのように推進していくかにつきましては、これまでも課題でありましたし、今後においても大きな課題であるところでございます。

そういった中におきまして、現在の状況を申しますと、議員がお話されました米につきましても、市内全部の学校給食でということにはなってはおりませんが、旧町でいいましたら2つの町におきましては、すべて地元産のお米を使った給食というものを実施していますし、あるいは野菜につきましても、地元産率が低いところでも、30%強の地産地消を推進しておりますし、高いところでは、80%ぐらいの地産地消、野菜、あるいは果物といったものを使用しているという状況にございます。中には、魚等につきましても、地元の養魚場等との取り組みの中で、そういったものを消費をしておるといような実態もございます。

したがって今回の値上げというのは、ご承知のとおり燃料等の高騰による調味料でありますとか、そういったものの高騰ということの中

で、最低限に抑えた値上げということで、これにつきましては、先ほどもありましたように、それぞれの給食調理場単位で保護者の代表等に参加していただいた、給食運営委員会というのが設置をされておりました、そこで慎重に協議をされて検討されるという仕組みになっております。

いずれにしましても、教育長が申しましたように、子どもの食というのは、将来にわたっての、基礎基本を培う大事なものでございますので、今後におきましても、給食調理場、あるいは学校現場と緊密な連携をとり、必要に応じては指導等も取り組みながら、さらに地産地消、そういった形の給食が実施されるように今後とも努力を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再々質問はありますか。

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

学校給食の関係では、給食運営委員会がそういう方針でやられたということは新聞を読んだらわかったんですが、今の市内の学校がそれぞれの形でやっとするでしょ。ですから、業者からの昔の、政府が給食への補助を 10 円程度でしたか、給食に、米の代を出しよった時代がありましたよ。その当時とは全く違ってきておまして、ですから学校によって地元の米を使うこともできるというようになってるんです。

ただ、業者との関係で、まあ、日本の伝統の文化ですかね。それから給食センターからの断ち切ることができないのが、その地元の米を使っていない学校だろうと思うんです。

しかし、話せばわかるんじゃないですかね、その業者から入ってくる米が、中国の米があるとは言いませんよ、カリフォルニアの米があるとは言いませんけども、日本へ入ってきた外米はどこへ入ってもわからないですから、農家から直接持って行けば、まずそれはないです。

安全面からももう一度その点を考えていただけるかお尋ねするのと、介護保険に後期高齢者の保険制度に絡んで、これ国保にも関係するからお尋ねするんですが、各世帯に来る国保税は、滞納の件数はいつかは聞きましたのでここでは申し上げませんが、保険証を取り上げるペナルティがあるんですよ。親父が払わずにいて、子どもが被害を被って、保険証を取られるわけですから。中学校までは子どもさんの医療費の無料をというのはそこに私は力点があるんですよ。親父の責任で子どもの病気に行くのに行かれないということが起きたんでは、浜田市長の子育て支援メニューからちょっとずれるんじゃないかと思って、その国保税の関係と後期高齢者はセットですから、今の子どもの、中学までは無料としてもらえんのだろうかというのは、そこに力点を置いているんです。もう一度お尋ねいたします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

まず、市長 浜田一義君。

○浜田市長

先ほど「段階を追って」と言ったんですが、これは必要性を十分に感じていますので、できるだけ無料にしてやりたいと。まあ、ちょっと、私は妊婦の問題と二つあるんで、どっちかというように、一つずつ片をつけていきたいと思います。

決してこのことが必要でないということではございませんので、次の機会にしっかり考えていきたいと思います。認識はしております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

岡田議員の質問にお答えいたします。

学校給食で使用しております米につきましては、県の学校給食会から仕入れるというシステムをとっておるわけですが、先ほど申しましたように、市内の2つの給食調理場につきましては、すべて安芸高田市内産、なおかつ旧町単位の、例えばコシヒカリ用とかいうように注文できるようにシステム的になっております。

それから、流通関係は十分に把握をしておりますが、その金額につきましても、むしろ県の学校給食会のほうから仕入れたほうが、安く入るといふ現状がございます。

それから、安芸高田市内産を使っていない学校におきましても、現在のところすべて県内産のお米を使っているという現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって岡田正信君の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

11番、公明党の藤井昌之でございます。大卒2項目について質問を通告させていただいております。しかしながら、先ほど来からの同僚議員と重複する質問もございしますが、改めてお伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、市役所業務と市民サービスの拡大についてお伺いをいたします。まず、市役所業務時間の延長についてでございます。

合併以来進めてきました第2庁舎及び文化保健福祉施設が昨年11月にオープンされ、多くの市民の皆さんにご利用をいただいているとこ

ろでございます。しかし、行政の業務時間は朝 8 時半から夕方 5 時半までとなっており、サラリーマンやお勤めのある方々には、この時間帯で来庁されるのは大変困難で、土日祭日を含めた業務時間の拡大を早急に行うよう提案するものでございます。

財政の厳しい折でございますので、職員の残業代がかさむようでは、何にもならないわけでございます。昨今、経済情勢が厳しい折、一般企業でも消費者の声を聞き、みずからの改革の中、時差出勤等で消費者サービスに努めているところでございます。行政も例外ではございません。市民の声を尊重し、市民サービスに徹していくことが、安芸高田市のまちづくりであると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に「すぐやる課」の設置についてお伺いいたします。

今や住民の意見や要望に対し、迅速に取り組んでいくことが行政に与えられた課題でございます。大きな予算や議会議決が必要なものは別として、すぐできるものは迅速に対応するために「すぐやる課」の設置が必要であると考えます。

この件につきましても、さきの同僚議員の質問で市長の答弁では「すぐやる課」の早期設置については、その必要性を感じているという答弁がございました。少し、角度を変えて質問をさせていただきますと、特に今高齢化の社会になっております。市内から、本庁また、支所のほうへ来庁される方も、また、来庁できない方もいらっしゃるわけでございます。そういったところへどう住民サービスを手厚くしていくか、そこらあたりの対応の仕方、また事業でなくして、例えば庁舎内でのそういった事務手続き等についても、なかなか高齢者の方々はこの手続きに手間取っている部分があるかと思えます。そういった部分についての対応についてお伺いしたいと思えます。

次に大枠 2 点目の「福祉施策、少子高齢化対策について」お伺いいたします。三つ子の魂は三歳（百歳まで：P170 訂正発言あり）までと言われるように、健やかに子どもを育てるためには、両親や家族の愛情が不可欠であるということは言うまでもありません。しかし、現在の社会情勢や環境を考えてみますと、子どもを育てるというのは大変難しい時代にさしかかっていると申しても過言ではないと思えます。

また、高齢者の介護にあたっては、創造を絶する苦勞があるわけでございます。特に、施設介護から在宅介護という流れの中で、高齢者が高齢者を介護する。また、生活を確保するため働きながら合間の時間をかいくぐって介護をされている方、このようにさまざまな状況の中で必死に介護に携わっている方々がいらっしゃるわけでございます。

このような方々へ少しでも負担を軽減するため、保護者を保育からまた、介護者を介護から解放するための施策を早急に立ち上げるべきと思えますが、そのシステムの構築をどのようにされるのかお伺いいたします。

次に、予防福祉の観点から「一般家庭の住宅改修に補助金制度を創設してはどうか」という質問でございます。

浜田市長は吉田町長時代から、予防福祉については積極的に取り組んでこられました。福祉に優しい安芸高田市を構築していくためには、今の制度だけでは限界がございます。誰もが安心して安全な環境の中で生活できることが予防福祉の一環であると考えます。どのようにお考えなのか。

今までの質問項目につきましては、浜田市長の公約にも掲げられているところがございますので、明快なご回答をお伺いするものでございます。

最後の質問は「妊婦検診、完全無料化」の件でございます。

今までも、委員会等で発言をさせていただきましたが、母と子の命と健康を守る妊婦検診は出産まで 14 回の検診が望ましいと言われております。

現在、5 回分の補助サービス券があるわけですが、1 回当たりの検診料が 3,000 円から 1 万円以上かかると言われております。経済的負担が重く、未受診妊婦の飛び込み出産の増加が今社会問題化されております。

この件につきましても、先ほどの同僚議員の質問で 1 回目の市長の答弁は「前向きに検討してまいります」と、さらに再質問の答弁では「やる限りには三次市以上のものをやっていきたい」。今回は 3 回目でございますので、それ以上のご答弁を期待するところでございます。

いずれにいたしましても、将来の安芸高田市を担って、生を受けて来る子どもたちに、また人口減少や少子化に歯止めをかける一環として 14 回すべてを完全無料化にすべきと思っておりますが、改めて市長の御見解をお伺いいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

最初に「市役所の業務等、市民サービス拡大について」のお尋ねでございます。

ご承知いただきますように、今回の私の政策目標の中に、市民サービスの向上の視点から、「窓口業務の延長拡大」、また、「高齢者・障がい者に対する各種申請、事務補助サービスの実施」、そして「すぐやる課」の設置等を掲げておるところでございます。

今回、私が掲げました 24 の政策項目につきましては、6 月定例会前に、それぞれ関係する部署に施策の実現性の可否も含め、調査検討を行うように指示をしてまいりました。

このほど、検討作業が終了した旨、報告を受けたものがたくさんございます。過日、その検討結果等について、ヒヤリングを行ったところでございます。

各課においては、職員がサービスを受ける市民の視点に立って、前向きに検討してくれており、こうした職員の検討内容を踏まえ、今後においては、施策の実施時期等の精査を行った上、予算措置も含めた準備作業に着手しているところであります。

とりわけ、予算措置を必要としないソフト面での事業については、実施に向けた環境が整い次第、本年度内にも順次、実施をしてまいりたいと考えております。

ご質問の「窓口業務の延長や高齢者・障がい者等に対する市民サービスの拡大」につきましては、当初、私としては、土日・祝日を含めた市役所の開庁日の拡大を基本に考えておりましたが、職員の提案を受け、これにかわる、より効率的・効果的な施策として、職員みずから「まごころ連絡員」となり、高齢者や障がい者等の事務代行を行うサービスを新規に実施することとしております。

このサービスは、職員の自宅がすべて市役所の出張所になるという考え方でございます。現在、消防職や保育士等を除く一般事務職員が355人おりますので、言いかえれば355の市役所の出張所が安芸高田市内にできるというものです。

従来市役所に「来ていただく」という考えから「出向いていく」という考えに転換することで、高齢者や障がい者の方など、いわゆる交通弱者といわれる方も、わざわざ市役所に来ていただくなくても、また、休日や時間外でも、近隣の職員に用件を申し伝えていただくことで、各種の申請手続きや書類の提出などが可能となります。市民の皆さんにとって真のサービス向上につながるものと考えております。

次に、「すぐやる課」についてですが、先ほど、明木議員さんのご質問にもお答えいたしましたように、少子高齢化が急速に進展する本市におきましては、高齢者を初めとする市民の生活に身近で喫緊の要望等につきましては、本庁・支所を問わず、迅速かつ柔軟、そして親切・丁寧に対応していくということが最も大切であると考えております。

そのためには、現在の本庁・支所の組織としての機能を見直し、事務事業の執行体制を明確化するとともに、支所長の決裁権限についても、一定の基準のもとに支所長の判断により、迅速に対応できるように見直しを図ってまいりたいと考えております。平成21年度に向けた組織機構改革の中で具体化してまいり所存でございますので、よろしくお願いたします。

次に「福祉施策について」でございますが、まず、「福祉に優しい事業の推進について」のご質問のうち、少子高齢化対策として、週に1回程度保護者を保育から解放するというご提案でございます。保護者の方に対する支援の基本は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの福祉を重視することと思っております。

現在行っております共働き家庭における保育所保育や留守家庭にお

ける児童館・児童クラブで適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図っているところでございます。

また、子どもさんを必要に応じての預かる制度であります、ファミリーサポートセンター事業では提供会員と依頼会員の信頼関係でもって、保護者の方の支援を行ってきております。

今回ご質問の、保護者を保育から週1回程度解放するシステムの構築ですが、市内保護者全員を対象とする解放とまではいきませんが、さきに述べましたファミリーサポートセンター事業の中で、希望される方、または、必要に応じての対応を実施しているところでございます。当面この制度の成果を見て、次の展開を図っていきたいと思います。

次に「介護者を介護から解放するシステムの構築について」でございますが、在宅福祉を推進する上で、大変重要なことであり、家族介護を支援するシステムづくりは、安芸高田市の定住施策においても、地域の魅力となるものと考えております。

当初予算におきまして、「家族介護リフレッシュ事業」として、高齢者と障がい者を対象とした新たなシステムを構築いたしました。

単に介護者を介護から解放する事業としては、介護保険サービスや障害者自立支援サービスで、「ショートステイやデイサービス」として構築されていますが、このたびの新しいシステムは、それにあわせ家族介護者の心身のリフレッシュを図っていただくものです。

今年度の計画としては、中度・重度の高齢者や障がい者を在宅で介護しておられる家族を対象に、年に2回程度、温泉施設等で心身のリフレッシュをしていただくよう計画いたしました。なお、第1回目として、10月中旬に神楽門前湯治村において計画し、対象者には既にご案内をいたしております。

今後は、今年度の成果を検証しながら、充実を図っていきたいと考えております。

次に、「一般家庭の住宅改修に補助金を」ということについてのお尋ねでございます。現在、在宅生活を支援する住宅改修の補助金としては、介護保険サービスでの居宅介護住宅改修費と、在宅福祉事業として高齢者と同居するため住宅改修をされる場合の高齢者住宅整備利子補給がございました。

介護保険サービスでは、要支援・要介護認定を受けられた高齢者の自宅の生活環境を整えるため、小規模な住宅改修に対して自己負担1割で上限20万円までが対象となります。手すりや段差解消、引き戸への交換、洋式便器への取替えなどが改修の対象となります。

高齢者住宅整備利子補給では、高齢者と同居するための高齢者の居住部分等の改造・増築等が対象となっております。最高限度420万円の借り入れ利子分約1%を利子補給するものです。

ご指摘の、予防福祉の観点から一般家庭の住宅改修に対する補助金でございますが、介護保険サービスの住宅改修費が要介護認定区分に

関係なく支給され、軽度認定者もサービスの給付を受けられることから、当面現在の制度で運用をしていきたいと考えております。制度の結果を踏まえながら、次の展開を考えていきたいと思っております。

次に、「妊婦健診補助サービスの拡大について」のお尋ねでございますが、岡田議員のご質問でもお答えしましたとおり、母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦健康診査は重要な役割を果たしております。本市におきましても、受診勧奨や経済的負担の軽減を図るなど、安心して出産していただけるように、母子保健の充実に取り組んでいるところでございます。

先ほど、もう3回目とおっしゃったんで、今14回の検診が必要とされておりますけど、すべて無料で検診ができるように予算手当てをしてまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

まず、1点目の「市役所業務の業務時間の延長について」でございますが、今、職員といろいろ協議をされているということでございました。当然、時間延長ということになりますと、時差出勤での調整だろうと思っておりますが、そうなりますと職員であるとか、組合のほうの調整は当然必要であろうかと思っております。24時間までとは申しませんが、例えば延長、朝、今8時半からでございますけども、7時ぐらいが適当なのか、また、6時ごろがいいのか、夜にいたしましても9時か10時ごろまでがいいのか、そこらあたりの職員との調整も必要であるかと思っておりますが、市長の心構えとして、今この時間延長について大体概ね何時から何時までを想定されているのか、まずその1点をお伺いしたいと思います。

それから、2点目の「すぐやる課」について、角度を変えて、今、高齢者の方々の、例えば事務手続き等というのは、私は「すぐやる課」の中での対応というふうな形で思っておりましたけども、市長のほうからは、市役所業務の中でのご答弁をいただきました。

今、一般職員が355名おられまして、この職員がすべてそういった方々の窓口になっていくんだと、いわゆる355名の職員の自宅が庁舎のかわりの窓口であると。また、大変私が想像をしておったよりもかなり前へ進んでのご答弁をいただいたわけですが、大変これも市長の取り組みに敬意を評するところでございます。

しかし、すべての方が、すべての職員に対応というのも難しい部分もあらうと思うんです。例えば我々議員の立場でも市民から多くの相談や悩み事、そういったことも多く受けるわけでございます。私個人的な考えでございますけども、職員355人プラス議員という考えを持っていいんじゃないかと思うんです。

これは、私だけの判断でございますから、最終的には議会全体のそ

の方向性を検討していかなければいけない。しかし、もし、我々も職員と同じ立場で市民の側に立った、そういうサービス、また、相談なりをできるとなれば、行政と議会が一体となつての住民サービスにつながっていくであろうと、このように思っております。

これは何回も申し上げますように、私の個人的な考えでございますので、また必要であれば議員の皆さんと協議を進めさせていただきたいと思ひます。

それから、大枠2点目の「少子高齢化対策」でございます。

冒頭大きな声で三つ子の魂は三歳までというような発言をしたようにございますが、三つ子の魂は百歳までということでございまして、訂正(P165)をさせていただきたいと思ひます。ここも市長の答弁にもございましたように、介護者を介護から守っていくための一つの方向性が今、答弁でいただきました。

家族の心身のリフレッシュということで、10月中旬に神楽門前湯治村へということでございます。そういった対象者に今、通知をされているということでございますが、この対象者は何名いらっしゃるのか。それで、今回の介護者の対象者は何名いらっしゃるって、今回実際されようとしています。10月中旬の神楽門前湯治村への招待というんですか、これは何名ぐらい予定されているのか、お伺いいたすものでございます。

それから「予防福祉の観点から一般家庭の住宅改修に補助金制度を」ということでお尋ねいたしました。市長の答弁では、現在の制度で今いきたいと。しかし、今、住宅改修支援事業であるとか障がい者の貸付事業であるとかありますが、私は例えばこの本市の吉田町には清風荘であるとか、清風会、これは西日本最大の施設であるわけでございまして、それだけ多くの障がい者の方々がいらっしゃるわけでございます。

私は福祉のまちづくりという観点から旧吉田町の時代にも申し上げてきましたけれども、特に今高齢者であるとか、障害を待たれた方の優しいまちづくりをしていくためには、いろいろ店舗であるとか、お店ですね、企業、一般家庭においても、いわゆるバリアフリー化にリホームしていかなければいけない。しかし、その改修には多額の金額がかかってくる。そういったことで、なかなか福祉に優しいまちづくりというのが、私は遅れていると思ひます。

これは少し、離れた観点になろうかと思ひますけれども、一般家庭の住宅におきましても、三次市では商工会議所に委託をして市内の建築業者を利用していただけるならば、事業費の一割を市が負担をしようという制度があるわけです。一割でございますが、上限は10万円までということでございます。今、厳しい社会情勢の中で、また、安全安心といひましようか、企業によっては高齢者を対象に、悪質な業者も今テレビや新聞等でも報道をされているとおり、多くの予算・見

積りを出して、工事は本当に雑な工事であったというようなこともあるわけでございます。

そういった観点からでしょうけども、三次市には、一般の住宅改修についても一割の補助制度を出している。北広島町でも、そういった事業があるというふうに私は聞いております。

しかし、一般の何もかも改修、増改築に対しての補助というのは、私もそこまでも申し上げないわけでございますが、少なくとも、今の制度では基準があるわけなんですね。その基準に当てはまらない方々が多くいらっしゃるわけです。長年病気がちであるとか、健康であってもなかなか足腰が自由にいかないとか、年齢も達していないとか、今の基準の中でですね。そうすると、手や足を特に骨折された方については、自宅でのリハビリを要することが多くなるわけでございます。そういったときに手すりであるとか、バリアフリー化にしておくとかいうものが、私は必要であろうと思います。それが、そういう改修工事によって、再びまた転んだり、けがをしたりということのないように、やっぱり予防福祉の観点から、私はそういった一定の補助事業というのがあっても、必要であると思うわけでございます。

余り長くなるといけませんのであれですが、妊婦検診にしても、本当に現在、安芸高田市の人口減少に歯止めをかける、近い将来にはもう三万人を切るであろうと、このようにも言われておりますし、少子化は大きな問題でございます。それに歯止めをかけていく施策の一環として私は 14 回すべてに完全無料化を主張したいと思うわけでございます。

今、住民は、生活基盤をどこに持つか、いわゆる自治体を選ぶ時代になっておるわけでございます。たとえ仕事が安芸高田市外の市町であっても、安芸高田市は独自の施策を、子育て支援であるとか、高齢者であるとか、障害者のためのそういう施策がどこよりも進んでいるということで、安芸高田市に住もうと安芸高田市に住んで、安芸高田市内で仕事をしていただくのが一番理想なんですよ。

しかし、仕事は本市以外であっても、安芸高田市に住めば、こういう立派な施策があるんだとって住民が安芸高田市を住居として選ぶという、こういう時代でございます。

したがって、私は安芸高田市独自の施策をしっかりと展開していただければ、人口減少にも歯止めがかけられる、少子化問題にも歯止めがかけられるという観点からご質問をさせていただき、答弁を改めていただきたいと思っております。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

全くおっしゃるとおりなので、ぜひやりたいこととさせていただきます。

まず、時間差勤務の話でございますけども、何時からとおっしゃい

ましたけど、私は個人的には遅番と早番となると思うんですけど、早いのが7時くらいからと、遅いのが10時くらいからと。これは、実態を調査して正確に決めたいと思いますけども、概念的にはそう思っています。

24時間と言いましたけども、その時間外につきましては、例えば消防署で受付をしてもらうとか、意見箱の中に物を入れてもらうというような対応をさせてもらおうかと、いわゆるフリータイムというのも頻度を見ながら、臨機応変にやっていきたいと、かように思っています。

それから、窓口の業務もごさいます。私とか副市長とか全部含めて入っていますので、全部やりたいと思っている。それを今、議員さんも私らも仲間に入れてくれたらどうかということで、これはぜひともお願いしたいと。

というのは、職員で地域へ住んでいる方が、特に全然おられない地域もあります。今、頭の中で農協とか民生委員さんとかちょっとお願いをしないといけないかもわからん、協力を。ましてや、議員さんが買って出てやろうというのなら、これほどいいことはないので、こういうことはこれからの進め方の中で、臨機応変にまた対応をさせていただきたいと思います。

それから、対象者の、さきの介護者の対象者のところをおっしゃいましたが、これは担当部長から後ほど説明をしてもらいます。

それから福祉の将来的なことなんですけども、全く私も今後 — まあ、吉田町長時代には予防福祉ということを全国的に提案をしたんですけども、今度はやっぱり在宅福祉というのが非常に大事だと思います。これをしていきたいと思います。

こんな大切な話は、体系的にまとめてみたいと、住宅の話を含めて、と思います。なぜ、そういうことを言うかといったら、先般東京へ行って厚生労働省の友達と電話をしたんですけども、やっぱり来年あたりから施設援助もしてくれません。まず、広島県はどうか知らんけど、国は全然してこんようになる。そうすると、待つ人がたくさんおってから、今の施設は大事にしますけども、高美園じゃ百楽荘があっても、入る人と出る人のバランスが合わんで、あなたは死ぬまでここで待ちなさいということになりかねませんので、安芸高田市の今の施設を大事にしながらも、在宅でできるシステムの構築をみんなと一緒に考えていきたいと。このことがこれからの安芸高田市の最大のテーマとぐらい思っています。

このことに対する、きょうはいい機会ですから、皆さんのご意見も賜っていききたいし、このことを理論的にまとめていきたいと思います。来年あたりから、そろそろ県が言うてくる、再来年から国が言うてくるというように、絶対にこの方向は多分合っているのじゃないかと思っています。

県の財政、国の財政状況を考えた場合に、今までのような在宅施設介護は多分不可能になってくると、絶対に。そうすると、安芸高田市は今の在宅で、いかに今の施設介護と同じようなサービスにするのにはどうしたらいいかということ全国に、県内他町に先駆けて考えていきたいと思っております。

この財政状況の厳しい中でございますけど、皆さんの知恵をいただきながら安芸高田市独自の政策展開をこれからも図っていきたいと思っております。そのためにも先ほど申されました、家の改善とかバリアフリーとかいうような大きな課題となってまいります。現在も施設の制度がございませうけども、それに増して積極的にこういう展開を挑戦したいと思っております。

大きな事を言いましたけども、当面この問題につきましても他制度との懸案とか整合、次に来るべき課題を踏まえて慎重に考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

新規事業のリフレッシュ事業の現在の状況でございますが、対象者は介護2から介護5の方にご案内を申し上げております。といいますのは、国の施設入所の対象者が大体介護2から介護5までということになっておりますので、この方々が1,337名、対象者がおられます。そのうち施設の入所者の方が509名おられますから828名、そのうち大体150名くらいが入院をされておるということで、最終的には700名弱という形でご案内を申し上げるということになります。

案内のほうは、この9月5日に6地区の方へご案内を申し上げております。現時点では、20名の方が今申し込みをいただいているというようなことで、9月19日を締め切りとしておりますので、まだ今からの人数はふえてくると見込みを持っております。

実質的には社協のほうへ委託をいたしますけども、来月の10月10日、14日、15日、16日、17日、21日、それぞれ6地区に分けて、神楽門前のほうで実施をしてまいりたいとこのように思っております。

神楽門前の内容としましては、一応送迎を当然させていただきまして、11時ごろからお昼前くらいまでには、ある程度の研修等、お話等をさせていただいて、昼食をとっていただく。その後、介護者同士のお話等のリフレッシュ等もいろいろ考えてまいりたいと、いうように一日を考えているところでございます。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

○藤井議員

ありません。

○松浦議長

以上で、藤井昌之君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

○金 行 議 員

13 番 金行哲昭君。

政友会の金行哲昭でございます。大梓通告のとおり、2 点質問をさせていただきます。本日の最後でございますのでよろしくお願い致します。

新市長もスタートされて5 ヶ月、新市長の思惑、マニフェスト、いろいろ掲げていらっしゃると思います。私が6 月定例会のときに新市長に「私たちの将来の骨子でございます総合計画はどうされるのか。」と言ったら、「これを骨子に将来見直しをしながらやっていく。」ということも言っておられました。その中で私は安芸高田市将来を展望した総合土地計画、この過大な広い土地でございます。その土地の立地条件等を特性を踏まえた地域を大きく3 つのゾーンに分けてございます。これは総合計画にも出ております。

例えば、美土里・高宮地区には、自然環境・交流ゾーン、中国縦貫道等々を生かした、また、美土里町の神楽門前湯治村、今出ておりましたね、それとか、高宮のエコミュージアム川根、また湯の森、以前ございましたニュージーランド村は残念ながら閉められましたが、それがございましたときに出ておりました。それを一つのゾーン。

また、ご当地吉田・八千代地区を集いと文化・歴史ゾーン、人口、行政、商業、医療、福祉等々の集約した歴史的な資源、ここのご当地吉田。また、八千代町の54 号線に面したいろいろなレクリエーション施設、土師ダム、四季の里等々の、そういった文化歴史のゾーンがございます。

また、3 つ目には甲田・向原を地域とした田園住居のゾーンということで、その枠は芸備線等々がございまして、そういうものがぴしゃっと出ております。

この分は市長が余り書いていらっしゃるかも知れませんが、この分は市長も継承をしていくということで、このゾーン、3 つに分けたゾーンは、将来に向かって、市長もこの1 期で終わられるのではなしに、2 期も3 期も思いのする限りされると思いますが、そこらの思いの中で、このゾーンは将来にとって非常に大事だと私は考えるんです。

今、相当、ハード的にお金を使うとかいうのではなしに、ソフト面を含めてこのゾーンを大事にすることが将来の少子化にとっても、少子化、立地条件、企業の立地条件にも、これを充実することが立地条件、また人口増減に対しても非常に大事なことと私は考えますが、市長の率直な考えをお聞きいたします。それが1 点目でございます。

2 点目は我が甲田町、安芸高田市の甲田町下小原の基盤整備でございます。

これは下小原の人が念願された基盤整備、前から県営の基盤整備を今やっていただいています。いろいろな関係各位、また、県のほうのご指導、担当業務の安芸高田市、いろんな辛苦をいただいて順調に進

んでおりますが、その順調に進んでいる中にも日数もかかって、いろいろご年配の方も、しぶしぶ判を押して下さった方も私も何軒か知っております。「これがいつごろ終わるんかの。」まあ言葉は悪いですが、「金行よ、生きとる間に済むんかいの。」という言葉も聞きます。

「まあ、済みますよ。」と言うんですが、この事業の進捗状況、今後のスケジュール、全体の工程をお示しいただきたいと思っております。

それと、その中で非常に喜ばしいことで環境水路、ビオトープというのをやっていただいております。これはできておりますが、この管理等々は地域に委ねるのか、それともこの管理というのは市のほうでやるのか、その辺の2点をお聞きします。

後は自席で答弁によってはさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの金行議員のご質問にお答えいたします。最初に「安芸高田市将来を展望した総合的な土地利用について」のお尋ねでございます。

ご指摘のとおり総合計画では現在の土地利用の現状や地域が持つ立地条件等の特性により3つのゾーンに分け、その特性を生かした総合的な土地利用計画を策定しております。

ゾーンごとの特色を整理すれば、現状としては神楽門前湯治村、たかみや湯の森、道の駅北の関宿が整備され、立地条件では中国縦貫自動車道を軸とした美土里・高宮地区を「自然環境交流ゾーン」として位置づけ、土師ダムや郡山城、吉田サッカー公園が整備され、国道54号を軸とした吉田・八千代地域を「集いと文化・歴史ゾーン」、広島市のみならず東広島市との玄関口となり、JR芸備線の利便性など交通の結末点となる、主要地方道広島三次線やJR芸備線を軸とした甲田・向原地区は「田園居住ゾーン」としてそれぞれ位置づけております。

このように、それぞれが持つゾーンとしての特色は安芸高田市が持つ長所でもあり魅力としてとらまえることができ、今後ともゾーンごとに特色を持った整備に努めるとともに、一方では上下水道整備、子育てや介護などの施策は住民格差が生じることのないよう公平な行政を展開してまいりたいと思っております。

今後も地域特性の発展と全市的な施策の展開とのバランスをとりながら市政を運営していきたいと考えています。議員の皆様におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小原地区基盤整備事業についてのお尋ねでございます。県営の農業生産法人等育成緊急整備事業として、小原地区と小原2期地区の2地区に分けて事業を進めております。

まず、小原地区工区につきましては、受益面積31.2ヘクタール、平成16年度から着手をし、平成21年度完成を目指し現在62%が完了しております。もう一方の小原2期地区工区につきましては、受益面積

28.9ヘクタールで、平成19年度から着手をし、平成24年度完成を目指し現在6%の進捗率でございます。引き続き早期完成に向け努めてまいります。

次に下小原工区に完成しました、ビオトープの管理につきましては、今年度で換地処分が終了いたします。この換地処分が終了するまでの間は、暫定的に安芸高田市と広島県とで管理委託協定を結び、市において管理を行っております。換地処分後の平成21年度からは、指定管理に向け関係団体との調整をすることにしております。

工事等の詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

それでは、県営の事業で基盤整備を実施しております、甲田小原地区についてでございます。

先ほど市長のほうからご答弁申し上げましたように、2つの工区に分けて現在は進めております。採択当初は小原地区ということで1地区で事業をとりかかっておりましたが、国や県の補助事業の進行上で、途中で2つの地区に分けたものでございます。

小原地区につきましては、先ほどありましたように、当初経営育成体基盤整備事業で実施をしております。総事業費が5億3,000万円、平成16年から21年度でございます。今年度4,000万円の事業費で進行をしております。それから、小原2期地区につきましては、先ほどございましたように、平成19年から着工をしております。総事業費4億5,000万円で、平成24年度を完成目標としております。今年度1億3,000万円の事業費によって現在事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

今、市長が土地利用に対しては引き続き感心もあり、ゾーンも考えながら将来の安芸高田市を見つめていくということですので、この財政の厳しいときに、そのゾーンに向けて何をされるのかということも聞きたいんですが、それはその都度、またそれに見合ったことをやってくださるということ、そういっても何か考えが、ゾーンごとにあるんなら聞きますが、ないんならないということ、1点。

それと、今、小原の工事ですね、部長。これ小原の前の県営に変わって2工区に県のハードルが高くなって、変わりましたよね。工事が、今言われたように2つのエリアに。これ前には一遍にやると言っていたんですが、これは工事が遅れた分もあるんですが、これは16年から21年、これは工事が遅れるといううわさも立っていますが、部長が

「うん」と言っても、遅れるのは今からの、遅れるとか、この21年は今のところ間違いなく工事は終わると、よくわかりませんが、終わるのかということをお聞きします。

それと、もう1点は、24年の分も予定というんですか、これは終わってもらわないといけないんですよ。市のほうもそのように動いてもらわないと。ただ県が言ってきたからこうこうだと言ってやってもらったんでは、その地主さん、そこで判を押された方は非常に思いがあるんですよ。それを「はい」と言って右から左へ言われたんではそれは地主さんにとっては — そこの思いを2点お聞きします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず、市長 浜田一義君。

○浜田市長

先ほどのゾーンに分けた今後の計画ということでございますけども、実現は今の計画の見直しは、まだやっていません。今からやります、今までやった分の。それを踏まえた上でどうあるべきかということをもた、皆さんと相談したいと、このように思います。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

この2地区の完成予定年度でございます。

小原につきましては21年度、それから2期地区につきましては、24年度ということでございます。

この2つに分けた経緯といいますのは、1地区での採択を進めておったんですが、1地区で一つの事業を進めると工期が長くなるということで、19年度から2つに分けた事業申請をしているということでございます。

現在の時点ではそれぞれ21年、24年を完成目標ということで県のほうとも、工程表を確認をさせていただいております。これに向かって予算等の確保については努力をしてまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

だから、この分は2地区に分けたのは工期が長くなるということは、お金の分もあったというのは聞いているんですが、長くなるということで分けているんですから、分けたためにまた長くなったということのないようにということをお願いして頑張りますということをお聞きしたいと思います。

終わります。

○松浦議長

答弁は要りますか。

○金行議員

要りません。

○松浦議長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

以上をもって、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了し、散会いたします。

次回は明日 11 日午前 10 時に再開いたします。  
ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 07 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

